

令和 6 年度

## 包括外部監査結果報告書

テーマ 外郭団体の経営状況と管理体制について

令 和 7 年 3 月

富山県包括外部監査人

柴 義 公

# 目次

第1部 監査の概要 .....	1
第2部 監査対象の概要 .....	7
第1章 外郭団体とは .....	7
第2章 富山県における外郭団体 .....	7
第1節 外郭団体の概要 .....	7
第2節 県の外郭団体に対する取り組み .....	11
第3章 監査対象の選定 .....	12
第3部 監査の着眼点と手続 .....	13
第1章 監査の着眼点 .....	13
第1節 県の指導・監督状況 .....	13
第2節 経営状況の点検および評価 .....	13
第3節 内部管理体制の整備・運用状況 .....	13
第2章 監査手続 .....	13
第1節 県の指導・監督状況についての手続 .....	13
第2節 外郭団体に関して実施した手續 .....	14
第4部 監査結果 .....	22
第1章 総論 .....	22
第1節 外郭団体の在り方について(意見) .....	22
第2節 県の指導・監督体制について(指摘) .....	22
第3節 外郭団体の情報の開示について(指摘) .....	24
第4節 外郭団体のリスク管理について(意見) .....	25
第5節 隨意契約について(意見) .....	25
第6節 外郭団体における県職員 OB の採用について(指摘) .....	26
第7節 外郭団体への県職員の派遣について(意見) .....	26
第8節 県職員 OB の採用と県職員の派遣に関する異動について(意見) .....	27
第9節 指定管理者制度への対応について(意見) .....	27
第10節 会計管理について(指摘) .....	28
第2章 各外郭団体について .....	29
第1節 公益財団法人富山県女性財団 .....	29
第2節 公益財団法人富山県文化振興財団 .....	38
第3節 公益財団法人とやま環境財団 .....	44
第4節 公益財団法人富山県健康づくり財団 .....	49
第5節 一般財団法人富山会館 .....	55
第6節 一般財団法人富山勤労総合福祉センター .....	64

第7節 公益社団法人富山県農林水産公社 .....	70
第8節 公益財団法人花と緑の銀行 .....	81
第9節 公益財団法人富山県民福祉公園 .....	86
第10節 公益財団法人富山県ひとつくり財団 .....	97

## 第1部 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件および選定理由

#### (1) 選定した特定の事件

外郭団体の経営状況と管理体制について

#### (2) 選定理由

県には令和 6 年 4 月 1 日現在で、38 の団体が外郭団体として設置されている。ここで外郭団体とは、自治体が出資している法人等で、自治体の行政活動を補完する機能を果たしている団体\*1 とされており、県民へのサービス提供において重要な役割を担っている。

また、県は外郭団体への出資、補助金、貸付などの支出による財政的関与や、職員の派遣、県職員 OB の紹介等による人的関与を通じた関わりを持ち、特に 2 分の 1 以上を出資している 24 団体は県との結びつきが深いと考えられる。

さらに、昨今、富山県の行財政を取り巻く環境は大きく変化しているが、それに伴い、外郭団体の果たすべき役割もまた、設立当時と比べて変化してきているといえる。

こうした環境下において、外郭団体の事業が適切に遂行されているのか、その経営状況と管理体制について包括外部監査の視点から検討を行うことは、意義のあることと考え、特定の事件(テーマ)として選定した。

\*1:「行政改革の断行-総括と今後-」(平成 20 年 2 月富山県行政改革推進会議)より引用

### 3. 監査の実施期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 24 日まで

なお、令和 6 年 4 月から 6 月までは特定の事件の選定、監査補助者の選任および予備調査等を実施した。

### 4. 監査の対象期間

令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日)

ただし、必要に応じて令和 6 年度および過年度についても対象とした。

### 5. 監査の方法

#### (1) 着眼点

①外郭団体に対する県の指導・監督は適切に実施されているか

②外郭団体の経営状況の点検および評価は適切に実施されているか

③外郭団体の内部における管理体制は適切に整備・運用されているか

## (2)手続

関連する法令等や資料の確認、外郭団体および外郭団体を所管する担当部署への調査(チェックリストの活用やアンケート、ヒアリングの実施)、経営指標等の数値分析を中心として実施した。なお、個別の監査対象として、次の10団体を選定している。

NO	法人名称	NO	法人名称
1	(公財) 富山県女性財団	6	(一財) 富山勤労総合福祉センター
2	(公財) 富山県文化振興財団	7	(公社) 富山県農林水産公社
3	(公財) とやま環境財団	8	(公財) 花と緑の銀行
4	(公財) 富山県健康づくり財団	9	(公財) 富山県民福祉公園
5	(一財) 富山会館	10	(公財) 富山県ひとつづくり財団

## 6. 包括外部監査人および補助者

包括外部監査人	柴 義 公	公認会計士・税理士
補 助 者	蒲 田 和 史	公認会計士・税理士
補 助 者	山 口 哲 也	公認会計士・税理士
補 助 者	梶 谷 昭	公認会計士・税理士
補 助 者	谷 口 明	公認会計士・税理士
補 助 者	近 藤 茂 之	公認会計士・税理士

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第252条の29の規定による記載すべき利害関係はない。

## 8. 表示数値について

報告書の表の合計(または差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(または差額)とが一致しない場合がある。

## 9. 語句の説明

当報告書において記載する「指摘」および「意見」の定義は、以下のとおりである。

### 「指摘」

一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合(形式的な誤りを含む。)、あるいは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

## 「意見」

一連の事務手続等の中で、組織および運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

### 10. 監査結果(主な指摘および意見と一覧)

#### (1) 外郭団体全体について

##### ①外郭団体の在り方について(意見)「総-1」

県として、自らが出資者となり、外郭団体を設立していることの意義や効果について、定期的に検証することが必要と考えられる。以下のような団体については特に必要といえる。

- ・外郭団体を設立した当初の目的がすでに達成されている
- ・外郭団体の提供するサービスが住民のニーズに合わなくなっている
- ・外郭団体の事業が他の自治体や民間事業者が実施する事業と重複している
- ・県が自ら事業を実施するよりも、外郭団体に委託等することのほうが効率性や効果性が高まるなどのメリットが明確にできない

##### ②県の指導・監督体制について(指摘)「総-2」

総務省の指針に照らすと、県の外郭団体の経営状況に対する評価が十分になされているとは言い難い。①への対応という観点からも、適切な評価を実施するべく、富山県立大学における取組み(中期計画および年度計画の策定とそれに対する評価の実施)や過去の行政改革の取組みなども参考にしつつ、外郭団体全体に対する評価を継続的に実施していくことが必要である。

##### ③外郭団体の情報開示について(指摘)「総-3」

総務省の指針に照らすと、外郭団体の議会や住民への情報開示は量的な点(経営諸指標や外郭団体への財政的支援内容など)、質的な点(分かりやすい説明など)で不十分であり改善が必要である。

##### ④外郭団体のリスク管理について(意見)「総-4」

外郭団体へのアンケートより、多くの外郭団体で「個人情報の情報漏洩への対応」、「コンプライアンスへの対応」、「災害への対策」といった項目がリスクとして認識されていた。外郭団体が個別に対応することは負担が大きく、知識や経験などの制約もあることから、県主導で県に整備されている内部統制体制などを参考にしながら、こうしたリスクに対応する仕組みを整備してはどうか。

#### ⑤外郭団体における県職員 OB の採用について(指摘)「総-6」

県では外郭団体からの求めに応じる形で退職者等の人材情報を提供している。その際の手続として、外郭団体からは「求人票」が提出されているが、OB 職員採用の必要性や理由等について記載が求められておらず、OB 職員の必要性が検討されているかどうかが明確になっていない。この点、明確にすべきである。

#### ⑥指定管理者制度への対応について(意見)「総-9」

県では民間事業者の新規参入機会の確保等を目的として、指定管理期間の短縮など対応を図っている。指定管理業務を行っている外郭団体では民間事業者との競合により一層さらされていくこととなるため、提供するサービス内容や業務運営の在り方について、必要に応じて、見直しや改善を図っていくことが望まれる。

### (2)各外郭団体について

#### ①会計管理について

会計管理に関して、「財務諸表の記載事項と財務諸表に対する注記の記載事項が整合していない」、「収入印紙使用簿の記載において残高合計を記載すべきところ、購入金額や使用金額が記載されている」などの誤りが見受けられた。

内容により「指摘」としたものと「意見」としたものがある。

下記一覧表の該当項目:「総-10」、「5-5」、「7-1」から「7-5」、「9-7」

#### ②経営計画について

外郭団体へのアンケートより、多くの外郭団体で事業計画は策定されているものの、大半は単年度のものであり、富山県立大学のように複数年の事業計画を策定しているケースはごくわずかであった。各外郭団体では指定管理者制度への対応や建物の老朽化、赤字・借入返済への対応、人員体制の整備など、大きな課題を抱えている団体もある。こうした課題へ取り組むためにも、中長期的な経営計画の策定を検討するべきである。

内容により「指摘」としたものと「意見」としたものがある。

下記一覧表の該当項目:「総-9」、「1-1」、「1-3」、「5-1」、「6-1」、「9-4」、「10-2」

#### ③契約事務について

検査調書が作成されていない事例や「再委託」に対する承認がなされていなかった事例などが見受けられた。規程等に基づき、適切に対応することが必要である。

内容により「指摘」としたものと「意見」としたものがある。

下記一覧表の該当項目:「総-5」、「1-7」、「6-2」、「6-3」、「9-5」、「9-8」、「9-9」

指摘・意見一覧(指摘 17 件、意見 33 件)

NO	監査対象	区分	内容	記載箇所
総-1	全 体	意見	外郭団体の在り方について	P22
総-2	全 体	指摘	県の指導・監督体制について	P22
総-3	全 体	指摘	外郭団体の情報の開示について	P24
総-4	全 体	意見	外郭団体のリスク管理について	P25
総-5	全 体	意見	随意契約について	P25
総-6	全 体	指摘	外郭団体における県職員 OB の採用について	P26
総-7	全 体	意見	外郭団体への県職員の派遣について	P26
総-8	全 体	意見	県職員 OB の採用と県職員の派遣に関する異動について	P27
総-9	全 体	意見	指定管理者制度への対応について	P27
総-10	全 体	指摘	会計管理について	P28
1-1	(公財)富山県女性財団	意見	当財団と他団体の活動内容の一部重複について	P33
1-2	(公財)富山県女性財団	意見	有料施設に係る使用料金について	P33
1-3	(公財)富山県女性財団	意見	プロパー人財の一層の活用について	P34
1-4	(公財)富山県女性財団	意見	賛助会員の減少について	P35
1-5	(公財)富山県女性財団	意見	基本財産に関する定款の定めについて	P35
1-6	(公財)富山県女性財団	意見	とやまマリッジサポートセンター事業に係る事務分担表の記載について	P36
1-7	(公財)富山県女性財団	意見	物品調達に係る内部統制の整備について	P36
2-1	(公財)富山県文化振興財団	意見	人員構成について	P42
2-2	(公財)富山県文化振興財団	意見	特定資産の設定目的について	P43
3-1	(公財)とやま環境財団	指摘	電子帳簿保存法の対応について	P47
4-1	(公財)富山県健康づくり財団	意見	専務理事に対する報酬の取り扱いについて	P53
4-2	(公財)富山県健康づくり財団	指摘	電子帳簿保存法の対応について	P53
4-3	(公財)富山県健康づくり財団	意見	固定資産の取得手続きについて	P54
5-1	(一財)富山会館	意見	中長期の事業計画の策定(法人の在り方)について	P57
5-2	(一財)富山会館	意見	役職員の構成割合について	P59
5-3	(一財)富山会館	指摘	登記事項について	P61
5-4	(一財)富山会館	指摘	情報公開について	P62
5-5	(一財)富山会館	意見	貸倒引当金の計上基準について	P62
6-1	(一財)富山勤労総合福祉センター	指摘	法人全体の合理化について	P68
6-2	(一財)富山勤労総合福祉センター	指摘	検収調書の作成について	P68
6-3	(一財)富山勤労総合福祉センター	意見	業務委託費について	P68
6-4	(一財)富山勤労総合福祉センター	意見	計算書類について	P69

NO	監査対象	区分	内容	記載 箇所
7-1	(公社)富山県農林水産公社	意見	分収造林の減損処理の検討について	P78
7-2	(公社)富山県農林水産公社	意見	分収造林の回収可能見込額等の注記について	P78
7-3	(公社)富山県農林水産公社	意見	会計規程における重要な会計方針の記載について	P79
7-4	(公社)富山県農林水産公社	意見	現物照合結果の記録・報告について	P79
7-5	(公社)富山県農林水産公社	指摘	貸倒引当金計上基準の注記について	P79
8-1	(公財)花と緑の銀行	意見	指定管理契約の形態について	P84
8-2	(公財)花と緑の銀行	指摘	ウッドデッキの修繕について	P84
9-1	(公財)富山県民福祉公園	意見	理事の構成について	P89
9-2	(公財)富山県民福祉公園	指摘	理事の理事会等への出席について	P91
9-3	(公財)富山県民福祉公園	指摘	副理事長の選定について	P91
9-4	(公財)富山県民福祉公園	意見	中長期の経営計画の策定について	P92
9-5	(公財)富山県民福祉公園	指摘	修繕工事の分割発注について	P92
9-6	(公財)富山県民福祉公園	指摘	資金運用の決裁について	P94
9-7	(公財)富山県民福祉公園	意見	現物照合結果の記録・報告について	P94
9-8	(公財)富山県民福祉公園	意見	委託業務に係る料金積算における諸経費率について	P95
9-9	(公財)富山県民福祉公園	指摘	再委託に対する承認について	P95
10-1	(公財)富山県ひとつづくり財団	意見	「夢の卵」育成事業について	P101
10-2	(公財)富山県ひとつづくり財団	意見	建物の老朽化と今後の方針について	P102

## 第2部 監査対象の概要

### 第1章 外郭団体とは

外郭団体について法令等における明確な定義は存在しないが、一般的には国や地方公共団体とは別組織でありながら、国や地方公共団体からの人的あるいは財政的な支援を受け、行政を補完するような事業を実施する団体と理解されている。

ここで地方公共団体は住民の福祉の増進を目的として地域における行政を自主的・総合的に実施する役割を担っており(地方自治法第1条の2)、公権力の行使から公営企業経営、収益事業に至るまでの広範囲の事務・事業を自ら主体的に実施できる。

それにもかかわらず、あえて外郭団体という別の法人格を有する団体を設立し、事務を委託したり、多様な事業を経営させたりしているわけであるが、このことの本質的な目的は、こうした事務・事業を地方公共団体が直接実施するよりも、外郭団体が実施したほうが効率的・効果的に実施できるという点にある。

つまり、外郭団体の組織形態は公益法人から株式会社まで多種多様であるが、それぞれの組織形態ごとに法的・社会的な特性があり、これを経営によってうまく発揮することで、機動性、専門性、営利性などの点で、より効率的・効果的に事務・事業が遂行されることが期待されているものである。

したがって、外郭団体は自らの役割(設置目的)を明確にし、それを果たせるように経営を行うことが求められる。同時に、その組織形態ごとに適用される法令等を遵守し適切な管理体制を構築することも求められる。また、外郭団体を設立した国や地方公共団体には、その設置目的が達成されるよう、外郭団体を適切に指導・監督することが求められるといえる。

### 第2章 富山県における外郭団体

#### 第1節 外郭団体の概要

富山県では外郭団体を「自治体が出資している法人等で、自治体の行政活動を補完する機能を果たしている団体(平成20年2月「行政改革の断行－総括と今後－最終提言(富山県行政改革推進会議より引用)」として定義し、県出資比率50%以上の24団体と県出資比率25%以上50%未満の14団体が外郭団体に該当するものとして取り扱っている。

##### (1) 外郭団体一覧

###### ① 県の出資比率が50%以上の団体(24団体)

NO	法人名称	所管部局
1	公益財団法人富山県女性財団	知事政策局
2	あいの風とやま鉄道株式会社	交通政策局
3	公立大学法人富山県立大学	経営管理部
4	公益財団法人富山県文化振興財団	生活環境文化部
5	公益財団法人とやま国際センター	生活環境文化部

NO	法人名称	所管部局
6	公益財団法人とやま環境財団	生活環境文化部
7	公益財団法人環日本海環境協力センター	生活環境文化部
8	公益財団法人富山県健康づくり財団	厚生部
9	一般財団法人富山産業展示館	商工労働部
10	公益財団法人富山県新世紀産業機構	商工労働部
11	一般財団法人富山県産業創造センター	商工労働部
12	一般財団法人富山会館	商工労働部
13	一般財団法人富山勤労総合福祉センター	商工労働部
14	公益社団法人富山県農林水産公社	農林水産部
15	公益社団法人富山県野菜価格安定資金協会	農林水産部
16	公益財団法人花と緑の銀行	農林水産部
17	富山県道路公社	土木部
18	公益財団法人富山県建設技術センター	土木部
19	公益財団法人立山カルデラ砂防博物館	土木部
20	公益財団法人伏木富山港・海王丸財団	土木部
21	公益財団法人富山県民福祉公園	土木部
22	公益財団法人富山県下水道公社	土木部
23	公益財団法人富山県ひとつづくり財団	教育委員会
24	公益財団法人富山県暴力追放運動推進センター	警察本部

②県の出資比率が 25%以上 50%未満以上の団体(14 団体)

NO	法人名称	所管部局
1	一般財団法人富山県消防設備保守協会	危機管理局
2	富山大手町コンベンション株式会社	地方創生局
3	富山県いきいき物産株式会社	地方創生局
4	万葉線株式会社	交通政策局
5	富山空港ターミナルビル株式会社	交通政策局
6	公益財団法人利賀文化会議	生活環境文化部
7	とやま医療健康システム株式会社	厚生部
8	公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター	厚生部
9	一般財団法人近畿富山会館	商工労働部
10	株式会社富山県総合情報センター	商工労働部
11	株式会社富山県産業高度化センター	商工労働部
12	公益財団法人富山県労働福祉基金	商工労働部
13	一般財団法人富山県勤労者信用基金協会※	商工労働部
14	公益社団法人富山県畜産振興協会	農林水産部

※一般財団法人富山県勤労者信用基金協会については、県からの出捐金の全額返還(令和 6 年 12 月 20 日返還)により本報告書作成時点では外郭団体に該当していない。

## (2)財政的なつながり

県が 50% 以上出資している外郭団体への財政的な支援の状況は以下のとおりである。

令和 5 年度末時点で出資額合計 177 億 4400 万円、貸付額(外郭団体においては借入額)合計 280 億 6700 万円、令和 5 年度中における支出(外郭団体において補助金、委託料等の収入)が 154 億 7400 万円となっている。

(単位:百万円)

No	法人名称	令和 5 年度末残高			令和 5 年度中 県からの収入
		資本金等の額	県からの出資額	県からの借入額	
1	(公財)富山県女性財団	47	32	0	165
2	あいの風とやま鉄道(株)	4,000	2,520	0	657
3	公立大学法人富山県立大学	6,614	6,614	0	3,367
4	(公財)富山県文化振興財団	6	6	0	1,650
5	(公財)とやま国際センター	680	520	0	182
6	(公財)とやま環境財団	585	485	0	107
7	(公財)環日本海環境協力センター	250	250	0	80
8	(公財)富山県健康づくり財団	64	32	0	322
9	(一財)富山産業展示館	50	30	0	20
10	(公財)富山県新世紀産業機構	12	11	3,000	2,828
11	(一財)富山県産業創造センター	50	30	0	2
12	(一財)富山会館	30	30	0	171
13	(一財)富山勤労総合福祉センター	38	19	457	488
14	(公社)富山県農林水産公社	330	267	22,019	1,202
15	(公社)富山県野菜価格安定資金協会	195	143	0	8
16	(公財)花と緑の銀行	6	4	0	496
17	富山県道路公社	5,745	5,745	2,591	162
18	(公財)富山県建設技術センター	3	3	0	186
19	(公財)立山カルデラ砂防博物館	30	20	0	132
20	(公財)伏木富山港・海王丸財団	42	25	0	138
21	(公財)富山県民福祉公園	5	3	0	1,091
22	(公財)富山県下水道公社	45	23	0	1,967
23	(公財)富山県ひとつづくり財団	300	298	0	40
24	(公財)富山県暴力追放運動推進センター	737	635	0	13
合計		19,864	17,744	28,067	15,474

上記の支出のほか、(公社)富山県農林水産公社、富山県道路公社において、各法人が金融機関等からの長期借入れを行うに際し県が金融機関等と損失補償契約(富山県道路公社に係る分については債務保証契約)を締結している。

### (3) 人的なつながり

県が 50% 以上出資している外郭団体への人的な支援の状況は以下のとおりである。

令和 6 年 7 月 1 日時点で県関係者(県職員 OB 及び県からの派遣職員等)は、外郭団体の役員として延べ 139 名、外郭団体の職員として 220 名が在籍している。

No	法人名称	役員*1			職員		
		全体	県関係者		全体	県関係者	
		人数	人数	比率	人数	人数	比率
1	(公財)富山県女性財団	14	6	43%	13	4	31%
2	あいの風とやま鉄道(株)	16	5	31%	393	6	2%
3	公立大学法人富山県立大学	8	1	13%	399	53	13%
4	(公財)富山県文化振興財団	19	6	32%	272	15	6%
5	(公財)とやま国際センター	20	6	30%	33	4	12%
6	(公財)とやま環境財団	22	5	23%	11	2	18%
7	(公財)環日本海環境協力センター	20	6	30%	14	5	36%
8	(公財)富山県健康づくり財団	16	7	44%	172	5	3%
9	(一財)富山産業展示館	16	6	38%	4	1	25%
10	(公財)富山県新世紀産業機構	22	7	32%	99	14	14%
11	(一財)富山県産業創造センター	17	6	35%	4	1	25%
12	(一財)富山会館	17	7	41%	19	4	21%
13	(一財)富山労働総合福祉センター	17	5	29%	161	2	1%
14	(公社)富山県農林水産公社	20	6	30%	65	35	54%
15	(公社)富山県野菜価格安定資金協会	11	1	9%	3	0	0%
16	(公財)花と緑の銀行	17	6	35%	25	7	28%
17	富山県道路公社	7	7	100%	13	11	85%
18	(公財)富山県建設技術センター	15	7	47%	25	23	92%
19	(公財)立山カルデラ砂防博物館	19	6	32%	11	3	27%
20	(公財)伏木富山港・海王丸財団	19	6	32%	30	8	27%
21	(公財)富山県民福祉公園	17	9	53%	38	5	13%
22	(公財)富山県下水道公社	19	6	32%	14	6	43%
23	(公財)富山県ひとつづくり財団	27	11	41%	8	4	50%
24	(公財)富山県暴力追放運動推進センター	26	1	4%	3	2	67%
合 計		421	139	33%	1,829	220	12%

\*1:評議員・理事・監事・取締役・監査役の人数(非常勤も含む)

県では外郭団体における県職員 OB および県からの派遣職員の在籍について、毎年「意向調査」や「定数機構要求」を実施し、各部局からの要望に基づいて県職員 OB の紹介や県職員の派遣を行っている。

## 第2節 県の外郭団体に対する取り組み

### 1. 地方自治法に基づく取り組み(指導・監督)

法令等に基づき、外郭団体に対する監査が隨時行われている。また、法令や条例に定められた団体については「経営状況に関する説明書」を年1回、議会(9月議会)に提出している。そのほか、行政庁として必要に応じて立入検査を実施している(たとえば公益法人の場合は3年に1回は所管課において立入検査を実施)。これらをまとめると以下のようになる。

実施主体 (頻度)	県としての取り組み(指導・監督)	根拠法令
監査委員 (監査計画 による)	財政的援助団体等監査 ・財政的援助団体等に係る出納等事務の執行の監査	地方自治法 第199条第7項
出納局 検査室 (毎年)	県出資法人等に係る決算調査(春) ・主に財務諸表の確認等 県出資法人等に係る随時調査(秋・冬) ・会計事務、内部統制等の全般的調査	地方自治法 第221条第3項
所管課 (毎年)	経営状況に関する説明書の作成に必要な報告の徴収	地方自治法 第243条の3第2項
所管課	行政庁としての報告の徴収、検査等 (例) 公益法人の事業報告の徴収(夏)および立入検査(3年毎)	(例) 公益法人認定法 第27条第1項

### 2. 行政改革の取り組み

#### (1) 富山県行政改革推進会議の設置

平成17年4月に県行政の在り方を総点検し、抜本的な見直しを行い、実効性のある行政改革の方策を提言するため、経済界、学界および各方面の代表者から、推進会議委員7名、専門委員20名の委員が就任し、富山県行政改革推進会議が設置された。

当時の県の財政状況は、国の地方交付税等の大幅な削減のほか、交際費や福祉・医療費の増大等により、平成17年度予算編成前の時点で約400億円の財源不足が見込まれ、現状のままの行財政運営を続ければ財源不足は拡大し、財政再建団体への転落も危惧される危機的な状況にあった。こうしたなか、富山県行政改革推進会議は外郭団体等、県の様々な行革課題について、順次検討を進め、整理がついたものから、速やかに県に提言していくこととなったものである。

#### (2) 外郭団体への提言

富山県行政改革推進会議は「行政改革の断行－総括と今後－ 最終提言 平成20年2月」のなかで、1事業と24団体について提言を行っている。

- ①廃止を検討すべき団体の事業 1事業
- ②廃止を検討すべき団体 5団体
- ③経営改善や事業の見直し等を検討すべき団体 19団体

### (3) 提言に対する県の対応

県の対応については「行政改革の推進－平成 23 年度報告－ 平成 24 年 2 月 6 日 富山県行政改革委員会」の中で、次のように記されている。

提言項目	団体名	県の対応
廃止(1 事業)	とやま国際センターTIC 日本語学校	平成 18 年 3 月末廃止
廃止(5 団体)	立山山麓レクリエーション開発	平成 18 年 3 月末廃止
	福祉事業団	平成 19 年 3 月末廃止
	いきいき長寿財団	平成 19 年 3 月末廃止
	住宅供給公社	平成 21 年 3 月末廃止
	土地開発公社	平成 23 年 3 月末廃止
経営改善等	文化振興財団、女性財団、とやま国際センター、とやま環境財団、環日本海環境協力センター、健康スポーツ財団(現、健康づくり財団)、総合情報センター、産業高度化センター、富山会館、いきいき物産、富山勤労総合福祉センター、農林水産公社、花と緑の銀行、建設技術センター、伏木富山港・海王丸財団、県民福祉公園、公営企業振興団、ひとつづくり財団、道路公社	提言の趣旨を踏まえ経営改善等に努力*1

\*1: 詳細については別途「附表」が作成されている

### 第3章 監査対象の選定

外郭団体に対する県の指導・監督については、所管する行政経営室を対象としてヒアリング、資料の徴求、アンケートの実施依頼などを行った。

また、個別の監査対象については、県の出資比率が 50% 以上の外郭団体を母数とし、県との財政的なつながり、人的なつながりの状況、過去における包括外部監査の実施状況、外郭団体を所管する部局の偏り等を考慮し、以下の 10 団体を対象として選定した。これら 10 団体はいずれも富山県行政改革推進会議の提言の中で、経営改善や事業の見直し等を検討すべき団体として提言の対象となった団体である。

#### 【選定した 10 団体】

NO	法人名称	NO	法人名称
1	(公財) 富山県女性財団	6	(一財) 富山勤労総合福祉センター
2	(公財) 富山県文化振興財団	7	(公社) 富山県農林水産公社
3	(公財) とやま環境財団	8	(公財) 花と緑の銀行
4	(公財) 富山県健康づくり財団	9	(公財) 富山県民福祉公園
5	(一財) 富山会館	10	(公財) 富山県ひとつづくり財団

## 第3部 監査の着眼点と手続

### 第1章 監査の着眼点

#### 第1節 県の指導・監督状況

富山県は出資者として、外郭団体の設置目的(県の出資目的)が達成されるよう、外郭団体に対して適切な指導・監督を行うことが必要であるといえる。この点について、富山県がどのような指導・監督を行っているのかという点を監査の着眼点とする。また、その一環として、富山県と外郭団体との財政的なつながり・人的なつながりについても監査の着眼点とする。

#### 第2節 経営状況の点検および評価

外郭団体は、それぞれが独立した法人として事業目的を達成すべく経営がなされている。この点について、監査対象とした外郭団体の経営状況とその点検および評価がどのようになされているのかという点を監査の着眼点とする。

#### 第3節 内部管理体制の整備・運用状況

外郭団体にはさまざまな法人形態のものがあり、各法人形態ごとに関連する法令や会計基準が整備されている。経営に当たっては法令等を遵守することが求められるが、監査対象とした外郭団体において、これらに対応できる管理体制が整備・運用されているのかという点を監査の着眼点とする

## 第2章 監査手続

### 第1節 県の指導・監督状況についての手続

#### 1. 質問・確認を行った事項

- (1) 外郭団体を指導・監督するに当たっての方針と状況
- (2) 外郭団体への財政援助の状況(出資、貸付、補助金交付、委託料支出等)
- (3) 外郭団体への人的援助の状況(役職員における県OB職員および県職員の就任状況)
- (4) 外郭団体へ県OBを紹介、あるいは県職員を派遣するにあたってのルール・方針
- (5) 外郭団体の状況について、議会への報告内容(経営状況報告)
- (6) 外郭団体の債務に対する県の保証(補償)の状況

#### 2. 依頼した事項

##### (1) 外郭団体へのアンケートの実施

以下の内容で外郭団体(県の出資比率が 50%以上となる 24 団体)へアンケートの実施を依頼し、回答を得た。

○アンケート

団体名 \_\_\_\_\_  
所管課 \_\_\_\_\_

1. 事業について	
1	当該外郭団体の設置目的について教えてください
2	事業内容および経営目標について教えてください
3	県の施策と当外郭団体の事業内容との関連性を教えてください(県の施策のどういった部分を担っているのか)
4	当該外郭団体で実施している事業について、県が直接実施せず、あえて出資して外郭団体を設立し、そこにやらせている意義を教えてください
5	設置目的や経営目標を達成するための事業計画(経営計画)を作成されていますか
6	事業計画(経営計画)を作成されている場合、①計画の期間、②進捗状況の検証の実施状況を教えてください
2. リスク管理について	
1	当該外郭団体の運営においてどのようなリスクや課題があると認識されているのか教えてください
2	特に内部管理体制について課題や問題点があれば教えてください
3	特に財務上の課題があれば教えてください(収入不足、赤字、債務超過、借入の返済が困難など)
4	認識されているリスクや課題についてどのような対策(内部統制の整備運用など)を実施されているのか教えてください
3. その他の課題	
1	国・地方自治体からの指導事項(たとえば富山県、労働基準監督署、税務署など)があれば教えてください
2	訴訟案件、弁護士に相談している事項があれば教えてください

第2節 外郭団体に関して実施した手続

1. 所管課へのヒアリングの実施

監査対象とした外郭団体を所管する県の担当部署へ以下の事項をヒアリングし、口頭による説明および資料の提出をいただいた。

○所管課へのヒアリング事項	
1	当該外郭団体の設置の経緯および目的を教えてください
2	県が出資に至った経緯や目的について教えてください

○所管課へのヒアリング事項	
3	県の方針や戦略における外郭団体の位置づけを教えてください
4	県(所管課)の指導監督の状況について教えてください
5	県として当該外郭団体の評価を行っていればその内容を教えてください
6	県と当該外郭団体との間の契約や取決めの内容について教えてください
7	財政支援(貸付、出資、補助、その他支出)の状況について教えてください
8	人的支援(職員派遣やOB派遣)の状況およびそのルールを教えてください
9	過去に県とのやり取りや外郭団体において生じた問題点・課題があれば教えてください
10	(公益法人のみ)県の立ち入り検査で問題となった事項があれば教えてください
11	外郭団体が採用している会計基準を教えてください
12	当該外郭団体の税務申告の状況(申告の有無、有の場合その内容)を教えてください

## 2. 外郭団体へのヒアリング等の実施

管理体制と経営状況に関して、以下の表に記載した「確認事項」について口頭による説明や資料を提出いただき、「ポイント」とした観点から確認を行った。

### (1) 管理体制について

1. 組織		
	確認事項	ポイント
1	組織図にしたがい、各部署の役割を教えてください	組織図が作成されているか 各部署の役割が明確になっているか
2	役員の状況を教えてください(人数、各人の役割および経歴)	定款に基づいて選任されているか 任期到来済なのに改選されていないケースは無いか 登記は適切になされているか 構成上の問題はないか(親族割合など) (公益法人認定法第5条第10号)
3	設置されている会議体について教えてください (名称、目的、開催頻度、議事録作成状況など)	社員総会、理事会、評議員会は年何回開催されているか 定款上の定足数を満たしているか 招集方法は適当か 議事録は適切に作成されているか
4	県からの出向者について所属部署、職務内容を教えてください	職務内容が明確になっているか 人件費の負担はどうなっているか
5	県OB職員について所属部署、職務内容を教えてください	職務内容が明確になっているか

1. 組織	
6	監事監査の実施状況について教えてください
7	評議員、理事、監事の報酬はどのように定められているか教えてください
8	役員の競業取引や利益相反取引についてどのように確認されているか教えてください
9	どのような規程が整備されているか教えてください

2. 主な業務の手順		
	確認事項	ポイント
1	以下の業務について作業手順を教えてください。その際、実際に作成される帳票(決裁書など)と関連する規程をお示し願います。	規程に従った業務がなされているか(職務分担や権限にもとづく決裁など)
①	・予算管理 作成、承認、流用、補正  当初予算・補正予算について予算の作成業務と承認業務	支出予算の積算は適切か(何にいくら使うのかをどうやって決めているか)
	予算の流用業務	流用を行う場合、規定にしたがい適切な手続きがなされているか
②	・契約事務  購入依頼→発注先(委託先)選定→納品検収→支出決議→支払→会計処理までの一連の業務	購入部署と発注者は別々になっているか 購入部署や発注者と検収担当者は別々になっているか 購入部署による立替払い(先に職員が代金を立替えて後日精算すること)は認められているか、認められている場合、どんな手続が必要とされているか。 外注先・委託先の選定は規定に基づき適切になされているか
③	・債権管理  債権の発生(収入契約)→請求(納入告知)→入金→会計処理までの一連の業務	債権管理(発生、回収、残高の把握状況)は適切になされているか

2. 主な業務の手順		
	滯留債権や貸倒(不納欠損)が生じた場合の業務	滯留債権(予定通り入金されていない債権)の有無と有の場合、原因、滞留期間、回収見込みについてどうなっているか 貸倒処理のルール(どんな場合に貸倒とするのか)があるか 貸倒実績が有るか(有の場合、原因、金額、顛末)
(4)	・資金管理	
	現金の入金・出金・残高の管理業務	出納簿・金種表の作成・承認状況 領収書および領収書控えの作成・保管状況
	預金の入金・出金・残高の管理業務	残高(帳簿と銀行残高(残高証明書等)との照合)の確認状況 届出印の管理状況
(5)	・資金運用	
	運用を行うまでの一連の業務(投資先の選定、承認業務)	規程に従った運用がなされているか
(6)	・固定資産(不動産・物品)管理	
	取得に当たっての一連の業務	必要な承認手続・台帳への登録がなされているか
	除却売却に当たっての一連の業務	必要な承認手續・台帳への登録がなされているか
	残高管理業務(現物確認の実施状況など)	固定資産台帳は整備されているか 定期的な現物確認の実施がなされているか
(7)	・貯蔵品(切手や印紙など)	
	貯蔵品の増加・減少・残高の管理業務	貯蔵品として管理する対象は明確になっているか 増加・減少・残高は適切に管理されているか
(8)	・人事管理	
	配置・役割	各部署の役割は明確になっているか 必要な人員数を確保できているか
	給与計算業務	残業代の集計は適切に行われているか 未払の残業代は無いか

2. 主な業務の手順		
⑨	・決算(および税務申告)	
	決算に関する一連の手続(なにをだれがいつまでにやるのかなど)	なにをだれがいつまでにやるのかが明確になっているか? 表示のチェックリスト(日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究報告第 23 号)に照らして問題は無いか 申告は適切になされているか(消費税など) 電子帳簿保存法への対応はできているか インボイスへの対応はできているか
2	事業および財務等の資料の公開の状況について教えてください(どんな情報を、どうやって公開しているか)	情報公開の方針が定まっているか 方針に基づいて公開されているか
3	個人情報の管理状況について教えてください(どんな個人情報を扱っているか、どう管理しているか)	個人情報の取り扱い方針が定まっているか 方針に基づいて管理されているか

3. リスク管理		
	確認事項	ポイント
1	法人の運営においてどのようなリスクがあると認識されているのか教えてください。	リスク評価が行われているか どのようなリスクが認識されているか
2	認識されているリスクについてどのような対策(内部統制の整備運用)を実施されているのか教えてください。	リスクにどう対応しているか(内部統制の整備と運用)*1

#### \*1【参考】

一般社団法人及び一般財団法人(いずれも公益法人を含む)のうち大規模法人は内部統制の構築が義務化されている(一般法人法第 76 条第 4 項、第 3 項第 3 号、第 90 条第 5 項、第 4 項第 5 号、第 197 条、一般法人法施行規則第 13 条)。また、公益法人に限定しての規定は無いが「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告(R5.6.2)」においてガバナンスの充実として「法人が取り組んだ内部統制システムの構築等のガバナンス強化策を事業報告書等に記載する」ことが提案されている。

4. 生じている課題		
	確認事項	ポイント
1	内部管理体制について課題や問題点があれば教えてください	課題や問題点を把握しているか。また、どう対応しているか
2	国・地方自治体からの指導事項(たとえば富山県、労働基準監督署、税務署など)があれば教えてください	適切に対応されているか
3	訴訟案件、弁護士に相談している事項があれば教えてください	法人の運営にどのような影響が想定されるか

(2) 経営状況について

1. 事業		
	確認事項	ポイント
1	法人の設置目的についてご説明ください	何を行う団体なのか(目的・目標)が明確になっているか
2	事業内容および経営目標について教えてください	何を行う団体なのか(目的・目標)が明確になっているか
3	県の施策と当法人の事業内容との関連性を教えてください(県の施策のどういった部分を担っているのか)	県の施策との関連・整合性は明確になっているか 県が直接実施せず、あえて外郭団体を設立し、そこにやらせていることの意義は何か
4	県と連携して実施している事業があれば内容を教えてください	役割分担は明確になっているか
5	事業計画(経営計画)の内容について教えてください	事業計画が策定され、周知されているか
6	事業計画(経営計画)達成のための行動計画(各部署・各人がどんなことをやっていくのか)について教えてください	行動計画が明確になっていて、各部署・各人が理解しているか
7	事業計画(経営計画)の進捗状況(令和5年度末時点)について教えてください(KPIの設定など)	計画の進捗状況について検証されているか
8	事業計画(経営計画)の進捗状況を踏まえた現在の経営の課題と計画の見直し状況について教えてください	課題の認識と計画見直しへの反映がなされているか

1. 事業		
	確認事項	ポイント
9	県からの人的な支援状況(転籍者、出向者、OBなど)について教えてください	どういった役割でどういった人材が県から来ているのか その役割は果たされているのか
10	県から委託を受けている業務について再委託しているケースがあれば教えてください	再委託について県は承知しているか

2. 財務		
	確認事項	ポイント
1	決算書にもとづき財務状況について教えてください(各種経営指標など)	財務状況を正確に把握できているか
2	県からの財政的な支援状況(出資、借入、補助金、その他収入)について教えてください	県への依存度はどの程度か 県からどんな収入があるのか 県の想定と異なる予算執行はなされていないか(指定管理料、補助金など) 県との契約は随意契約か(随意契約の理由は明確か)
3	財務上の課題とその対策について教えてください	資金不足や赤字、特に自己収入(自己財源)の不足はないか 特定資産について設定の目的は明確になっているか(単なる貯金になっていないか)

【公益認定(公益法人のみ)】	
1	公益認定基準の順守状況について教えてください(公益法人認定法第5条の18項目)
2	公益目的事業の内容と実施状況について教えてください
3	法人税法上の収益事業に該当するも、その事業が公益目的事業に該当するとして課税されていない事業があれば、内容を教えてください

### 3. 資料の依頼

外郭団体の所管課および外郭団体へヒアリング等を実施するにあたり、以下の資料の提出を依頼し、また、ヒアリングの際に必要に応じて追加で資料を依頼した。

1	定款
2	法人登記簿謄本
3	組織図
4	法人規程集
5	出資・出損の状況がわかるもの
6	令和5年度の各種議事録(社員総会・評議員会、理事会、その他会議体)
7	令和5年度の事業報告(社員総会・評議員会、理事会や外部への報告などに使うもの)
8	令和3年度から5年度の財務諸表および税務申告書
9	令和5年度の決算関係書類 ①合計残高試算表 ②勘定科目内訳書 ③現金出納簿 ④金融機関発行の残高証明書 ⑤固定資産台帳および不動産登記簿謄本 ⑥賃金台帳 ⑦稟議書・決議書 ⑧証憑書類(納品書、請求書、領収書、請求書控え他) ⑨税務申告書
10	県からの収入について以下の資料 ①契約関係書類(指定管理の協定書、業務委託の契約書、補助金の交付要綱・交付申請書・交付決定通知書など) ②請求関係書類(請求書など) ③報告関係書類(指定管理の事業報告、業務委託の業務完了報告、補助金の実績報告など) ④その他県と取り交わした資料
11	重要契約書一覧(10以外)例:不動産の賃貸借契約、リース契約、金銭貸借契約、業務委託契約など
12	当該外郭団体の概要・現況について取りまとめた資料など

## 第4部 監査結果

### 第1章 総論

#### 第1節 外郭団体の在り方について(意見)

本来、地方公共団体は自らが主体的に行政サービスを展開できるところ、ニーズの多様化に対応し、事業をより効率的・効果的に実施するため、別の法人格を有する外郭団体を設立し、事務を委託したり補助金を交付するなどして県の行政機能を補完する事業を運営させている。

したがって、その在り方、すなわち、外郭団体を設立していることの意義や効果については定期的に検証することが必要と考えられる。その中でも次のような事項に該当する団体については、特に検討が必要といえる。

- ・外郭団体を設立した当初の目的がすでに達成されている
- ・外郭団体の提供するサービスが住民のニーズに合わなくなっている
- ・外郭団体の事業が他の自治体や民間事業者が実施する事業と重複している
- ・県が自ら事業を実施するよりも、外郭団体に委託等することのほうが効率性や効果性が高まるなどのメリットが明確にできない

たとえば、外郭団体の収入の大半が富山県からの委託料、指定管理料、補助金などで賄われているケースや外郭団体の役員や職員への県職員または県職員 OB の就任が常態化しているケースでは、表面的・形式的には資金面・人材面で県が運営していることと変わりないと見受けられるが、それでも外郭団体で事業を実施することのほうがメリットがあるのかといった視点で検討が必要である。

検討においては、外郭団体を別法人として設立することによって生じている事務負担(公益法人制度における各種の届出や報告、決算・申告、県と団体との委託契約締結や補助金交付、県職員の派遣や県 OB 職員の紹介に伴う事務負担など)も考慮すべきである。

#### 第2節 県の指導・監督体制について(指摘)

現在、外郭団体に対する県の指導・監督としては、次のことが実施されている。

- ・監査委員による財政的援助団体等に対する監査
- ・出納局による県出資法人等に係る決算調査および随時調査
- ・所管課による「経営状況に関する説明書」の作成に必要な報告の徴求
- ・外郭団体が公益法人の場合における事業報告の徴求および立入検査

総務省は「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について(平成 26 年 8 月 5 日 総務省自治財政局長)」(以下、「指針」)の中で、「第三セクター」を次のように定義し、第三セクターに出資している地方公共団体に対して、経営状況等の把握、監査、評価の実施を要請している。

本指針において「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん(以下単に「出資」という。)を行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人および公益財団法人を含む。以下同じ。)並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社および土地開発公社をいうものとする。

このうち、経営状況の把握と監査については、上記のとおり対応がなされているところであるが、評価が十分になされているとは言い難い。

指針の「1. 経営状況等の把握、監査、評価(3)」では「評価」について以下のような記載がなされている。

(3) 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性および将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。(一部省略)

なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

たとえば県が100%出資している富山県立大学では地方独立行政法人法に基づき、6年間の中期目標とそれを達成するための中期計画、年度計画が策定され、年度ごと、中期目標期間ごとに評価がなされている(PDCAサイクルの仕組みを導入)。

また、富山県においても過去において富山県行政改革推進会議を設置し外郭団体等に対する提言がなされ(平成20年2月)、その提言に対する取り組みについても富山県行政改革委員会において検証がなされている(平成24年2月)。「指針」に照らせば、こうした評価の取組みを部分的あるいは一時的なものとするのではなく、外郭団体全体に対して継続して実施していくことが必要といえる。こうした取組みが「1. 外郭団体の在り方について」で記載したことへの対応にもつながるものといえる。

こうした評価を適切に実施するためには、富山県立大学の例にあるように、その前提として外郭団体としての目標(目的)とそれを達成するための計画が必要であり、さらに評価に資するためには計画において評価指標(KPI)を定めておくことが望まれる。

この点、アンケートによれば多くの外郭団体で事業計画は策定されているものの、大半は単年度のものであり、富山県立大学のように複数年の事業計画を策定しているケースはごくわずかである。

なお、こうした取り組みの実効性を確保するには、外郭団体が計画の策定や実行に主体的に取り組むことが重要であることから、その規模や組織体制に応じた実施可能な仕組みとすることが重要である。

富山県では令和7年度に新たな総合計画の策定が予定されているが、当総合計画との整合性を図り、各外郭団体が策定する計画においては、その役割を明確にすることを期待したい。

外郭団体に対する指導・監督に関しては、他の地方公共団体において、「外郭団体の自主的・自立的経営に関するガイドライン(京都府)」、「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」、「県の出資法人に対する運営指導方針(新潟県)」などを作成して指導・監督に取り組んでいる事例や出資法人等に対する経営評価の実施(茨城県)といった事例があり参考とされたい。

### 第3節 外郭団体の情報の開示について(指摘)

現在、外郭団体の情報開示は次のような形で実施されている。

- ・各外郭団体のホームページにおいて、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、決算書、予算書等を開示
- ・「県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書」(内容は各外郭団体のホームページにて開示されている事業計画、事業報告、予算書、決算書とほぼ同じ)を議会への提出し、また、広く供覧用として、県議会議事堂の閲覧コーナー、県図書館および国会図書館、県情報公開窓口に配布

情報開示については、「指針」の「2議会への説明と住民への情報公開」において以下のように記載がなされている。

#### 2 議会への説明と住民への情報公開

地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標(経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等)、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。また、第三セクター等の他の出資者および利害関係者(債権者、取引先等)に対しても、経営状況等について十分な説明が行われ、理解が得られるように努めることが求められる。

この記載内容を踏まえると、経営諸指標や地方公共団体が行っている財政的支援内容といった情報の量的な点、また、分かりやすい説明といった情報の質的な点で、現状の議会や住民への開示内容は不十分であり改善が必要である。

#### 第4節 外郭団体のリスク管理について(意見)

各外郭団体が事業を運営するにあたり、次のような課題は共通のものといえる。この点については、監査の過程で実施したアンケート結果からもうかがえることである。

- ・個人情報(利用者、職員など)の情報漏洩(特にデジタル化し入手・保管・受渡等を行う場合の取り扱い)への対応
- ・コンプライアンス(法令遵守)への対応
- ・災害への対策
- ・施設利用等における利用者・職員の安全管理への対応
- ・会計に関する不正への対応

こうした課題についてすべてを各外郭団体において対応することは負担が大きく、知識や経験などの制約もあることから、共通の課題として研修会の開催、情報交換、共通ツールの開発・提供を行える仕組みを県主導で整備してはどうか。

その際、リスク管理については県においては地方自治法に基づき内部統制に関する方針の策定と内部統制体制の整備が義務付けられているところであり、また、公益法人においてもいわゆる大規模法人については内部統制の整備について理事会で決定することが義務付けられているところであるから、こうしたすでに実施している取組みを各外郭団体へも導入することも一案である。

#### 第5節 隨意契約について(意見)

県と外郭団体で締結される委託契約等については随意契約によるケースが存在している。

随意契約とは、地方公共団体が競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を締結する契約方法であることから、一般競争入札又は指名競争入札に比べて手続きが簡略であり、経費の面でも負担が少なくて済むというメリットがあるが、他方で競争によって契約価格を下げることができず、相手方が固定化してしまうリスクもある。

どのような場合に随意契約による契約締結ができるのかについては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号に定められている(下記参照)。随意契約の締結に当たっては、これらの各号に該当するかどうかを慎重に検討し、その検討した過程を随意契約を締結することの理由としてできる限り明確にしておくことが求められる。

この点について、随意契約の理由として、「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)」に該当するとしつつも、理由として記載されている内容が不十分な案件が見受けられた。稟議文書等において理由の明確化を徹底することが望まれる。

#### 【参考】地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号の内容

法令	随意契約できる場合の定義
1号	地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
2号	性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
3号	障害者支援施設等から物品を調達、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
4号	知事の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき
9号	落札者が契約を締結しないとき

#### 第6節 外郭団体における県職員 OB の採用について(指摘)

外郭団体の役職員に県の OB 職員が就任しているケースがある。これについて、県では富山県人材活用支援センター(人事課内に設置)が、毎年、外郭団体とそれを所管する県の部局へ「OB(現役派遣関係を含む)にかかる意向調査」を実施し、外郭団体からの求め(「求人票」を提出)に応じる形で、退職者等の人材情報を提供している。また、これに関連する規程として「富山県職員の退職管理に関する条例および規則」が整備されている。

一般論として、県職員 OB の採用については、いわゆる「天下り」の弊害や OB 職員の在籍(特に実質的な経営者層として)が常態化することで、外郭団体としての自主性が損なわれたり、プロパー職員の士気が低下するといったデメリットが指摘されるところであるが、外郭団体においては OB 職員の知識や経験を団体の業務に活かせることや、OB 職員を通じて県とのつながりを期待できるなどのメリットもあり、こうした点に着目し OB 職員の採用の希望がなされている。

しかしながら、外郭団体から提出される「求人票」には OB 職員採用の必要性や理由、プロパー職員の登用や新規採用では必要な人材を得られない理由について記載が求められておらず、OB 職員の採用の必要性が検討されているかどうかが明確になっていない。この点、明確にすべきである。

#### 第7節 外郭団体への県職員の派遣について(意見)

外郭団体の運営に当たり県が現役の職員を派遣しているケースがある。これについて、県では毎年、外郭団体とそれを所管する県の部局へ「定数機構要求」を募り、外郭団体等からの要求を踏まえ、職員派遣を行っている。

派遣期間は原則3年以内とし、特に必要と認めるときには、団体との合意により、派遣職員の同意を得て、派遣をした日から引き続き5年を超えない範囲内で派遣期間を延長できるとしている。

なお、県では、関連する規程として「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する

「法律」に基づいて「公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例」及び「公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則」が整備されている。

職員派遣についても県 OB 職員の採用と同様のメリット・デメリットがあるが、「定数機構要求」に基づき提出される「要求書」においては、

- ・増員要求を行う場合は、原則として部局内で同数の減員を検討すること。
- ・暫定配置については終了とすることを前提とすること。
- ・増員要求の場合、スクラップアンドビルドの徹底等を検討してもなお、既存の人員で対応できない理由を記載すること。

とされており、必要以上の職員派遣増加を認めない方針が打ち出されている。この点、さらに踏み込んで、既存の職員派遣を是とするのではなく、こちらについても継続の必要性について検討することが望ましい。

#### 第8節 県職員 OB の採用と県職員の派遣に関する異動について(意見)

異動のパターンとしては以下のケースが想定されている。

##### 1. 採用されている県職員 OB について

- (1)引揚げ
- (2)派遣職員への振替
- (3)新たな紹介

##### 2. 派遣されている県職員について

- (1)派遣職員の引揚げ
- (2)県職員 OB への振替
- (3)新たな職員派遣

このうち、1. (1)(2)(3)と2. (1)(2)については、「OB(現役派遣関係を含む)にかかる意向調査」をもとに検討実施されており、2. (3)については「定数機構要求」をもとに検討実施されているが、一本化してはどうか。それにより全体像を把握でき、また業務も効率的になるものと思われる。

#### 第9節 指定管理者制度への対応について(意見)

外郭団体の多くが富山県の指定管理者に選定され、県の施設の管理を行っている。指定管理者制度は「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応することを目的として導入された制度である。

平成18年度の制度導入から令和5年度までは、外郭団体と民間事業者が競合した事例は2件

にとどまり、民間事業者が選定された事例はなかった。

県では民間事業者の新規参入機会の確保等を目的として、令和4年1月以降に選考手続を行う案件を対象に、指定管理期間を「原則5年」から「原則3年」に改正したり、サウンディング調査を実施するなどの対応を図っており、令和7年度からの富山県美術館の指定管理者に、外郭団体と民間事業者が競合した結果、民間事業者が選定されるなどの事例も出てきている。

県には今後も民間事業者のノウハウを活用するという制度趣旨に沿うよう、民間事業者の参入を促すような対応が求められるところである。

こうした流れの中で、指定管理業務を行っている外郭団体では民間事業者との競合により一層さらされていくこととなる。実施したアンケートによれば、「指定管理者選定漏れ」を経営課題としている外郭団体もあり、提供するサービス内容や業務運営の在り方について、必要に応じて、見直しや改善を図っていくことが望まれる。

#### 第10節 会計管理について(指摘)

会計管理に関して以下の事象が見受けられた。軽微なものもあるが、外郭団体に適用される会計基準や各外郭団体における諸規程にしたがった事務処理がなされるよう、各外郭団体は管理体制の整備・運用に努める必要がある。

- ・財務諸表の記載事項と財務諸表に対する注記の記載事項が整合していない
- ・収入印紙使用簿の記載において残高合計を記載すべきところ、購入金額や使用金額が記載されている
- ・基本財産について、①管理台帳における記載内容と②財務諸表に計上されている内容が整合していない
- ・財務諸表に対する注記事項について、①記載不要な事項が記載されている、②記載内容が誤っている

## 第2章 各外郭団体について

### 第1節 公益財団法人富山県女性財団

#### 第1項 団体の概要

##### 1. 基本情報

所在地	富山市湊入船町6-7											
設立年月日	1996年11月29日			所管課	知事政策局 働き方改革・女性活躍推進室							
設立目的	男女共同参画を推進し、男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与すること。											
事業内容	1. 相談及びカウンセリング事業 2. 情報の収集及び提供事業 3. 調査研究事業 4. 講演会、講習会、研究会等の開催事業 5. 人材育成事業 6. 個人及び団体相互の連携推進事業 7. 女性の就業に関する支援事業 8. 財団の自主事業 9. 富山県民共生センターの管理運営											
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分		評議員・理事・監事				職員数					
	県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数				
出資状況 (出捐状況)	人数	4	2	8	14	0	4	9	13			
	総出資額 (基本財産の総額)			本県の出資額			総出資額に占める 本県の出資割合					
	47,000	千円		32,000	千円		68.1	%				

##### 2. 組織

###### (1)組織体制

評議員会(6名)

理事会(理事6名、監事2名)

職員(13名)

事務局

企画管理課

事業課

マリッジサポートセンター(受託)

###### (2)本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	1
理事・監事に占める県職員の人数	2
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	1

職員に占める県からの派遣の人数	0
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	4

(注1) 県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合

はカウントしていない

(注2) 県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

### 3. 事業(令和 5 年度事業報告等より)

#### (1) 管理運営

##### ①施設別利用状況

施設区分	供用日数・件数	利用日数・件数	利用率	前年度利用率
ホール	253 日	185 日	73.1%	65.3%
研修室(9 室)	7,586 件	2,555 件	33.7%	33.9%
調理実習室	297 日	53 日	17.8%	15.6%
多目的スタジオ	297 日	*1 240 日	80.8%	88.9%
和室	298 日	57 日	19.1%	14.8%

\*1:個人利用含む

##### ②施設利用料金収入(単位:円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
収入額	22,815,210	24,446,730	24,890,490

##### ③団体交流室\*2(無料)の利用状況

令和 4 年度		令和 5 年度	
利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
173 回	1,149 人	232 回	1,331 人

\*2:男女共同参画を推進することを目指すグループ・団体として登録を行っているグループ・団

体が活動する部屋。登録数は令和 6 年 3 月 31 日現在で 107。

#### (2) 男女共同参画事業

##### ①男女共同参画の推進に関する相談およびカウンセリング事業

・面談や電話による相談対応など

##### ②男女共同参画の推進に関する情報の収集および提供事業

・サンフォルテ図書室の管理運営など

③男女共同参画の推進に関する調査研究事業

- ・「とやまの男女共同参画データブック」更新

④男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催事業

- ・Men's+セミナー、子育て plus セミナー、こころ&からだセミナーなど

⑤男女共同参画の推進に資する活動を担う人材育成事業

- ・サンフォルテカレッジセミナーなど

⑥男女共同参画の推進に関する活動を行う個人および団体相互の連携促進事業

- ・サンフォルテフェスティバル、市町村等との連携事業など

⑦女性の就業に関する支援事業

- ・働く女性のためのセミナーなど

⑧その他の事業

- ・自主研修事業、一時保育事業

## 4. 財務

### (1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表				正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	52,159	流動負債	25,300	経常収益	195,887
現金預金	28,039	未払金	15,352	基本財産運用益	82
未収金	23,378	預り金	1,362	特定資産運用益	0
立替金	697	前受金	4,593	受取会費	697
貯蔵品	43	リース債務	454	事業収益	169,096
		賞与引当金	3,538	指定管理受託収益	129,201
固定資産	91,716	固定負債	44,262	県等受託事業収益	35,704
基本財産	47,000	退職給付引当金	42,446	事業収益	4,191
特定資産	42,446	リース債務	1,816	自主事業収益	47
その他	2,270	負債合計	69,562	施設使用料収益	24,890
		指定正味財産	47,000	雑収益	1,073
		一般正味財産	27,313		
		正味財産合計	74,313		
資産合計	143,875	負債・純資産合計	143,875	経常費用	1,851,796
				事業費	178,646
				人件費	54,574
				その他	124,072
				管理費	18,265
				人件費	10,551
				その他	7,714
				当期経常増減額	-1,024
				経常外収益	0
				経常外費用	0
				法人税等	81
				当期一般正味財産増減額	-1,105

令和5年度における富山県からの収入 (単位:千円)

1.補助金	0
2.指定管理料	129,201
3.委託料(2除く)	35,704
4.その他	0
計	164,905

### (2) 経営指標

#### 安全性指標

流動比率	206.2%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	51.7%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

#### 収益性・効率性指標

経常収支比率	10.6%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	-0.7%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	91.2%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	9.3%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	33.2%	人件費比率 = 人件費/経常収益

#### 財源構成指標

指定管理受託收益率	66.0%	指定管理受託收益率 = 指定管理事業収益/経常収益
県等受託事業收益率	18.2%	県等受託事業收益率 = 県等受託事業収益/経常収益
施設利用料收益率	12.7%	施設利用料收益率 = 施設利用料/経常収益

## 第2項 経営状況について

### 1. 当財団と他団体の活動内容の一部重複について(意見)

#### (1) 概要

富山県には、当財団の他に地方公共団体において男女共同参画を推進する出先機関として、富山市に富山市男女共同参画推進センター、高岡市に男女平等推進センターがある。

富山市および高岡市の出先機関は、取組みの対象を市民や市内の通勤者・通学者などに限定して、男女共同参画に関わる相談や啓発事業を行っている。当財団はこれらの機関と必要な連携を実施しているが、弁護士や職員による相談事業や各種の講演会、講習会および研修会等、一部の事業は当財団の活動と重複している。

この点について当財団の見解は次のとおりである。

- ・国における「男女共同参画社会基本法」の改正案において、地方公共団体への男女共同参画の拠点設置の努力義務規定が盛り込まれている。
- ・富山県女性財団は県内の全市町村から出捐があり、県下全域において男女共同参画が推進するよう、県民のニーズをとらえたタイムリーな講座等の企画・実施を通じて、富山市、高岡市の両センターをはじめ、県内市町村に最新の知見や情報の提供しながら事業を展開し、市町村の取組みの方向性の示唆や、市町村の取組みへの技術的な支援も行っている。また、男女共同参画の推進を目的に、富山市、高岡市の両センターをはじめ、各市町村において、それぞれに独自の取組を行っているが、富山県女性財団の重層的な事業実施により、市町村の取組みの相乗効果を高めているとも考える。
- ・富山市、高岡市の両センターは市の出先機関であり、取組みの対象は、市民や市内の通勤者・通学者などに限定して、男女共同参画に関わる相談や啓発事業を行っている。
- ・また、富山県女性財団はセンター・オブ・センターとして全国女性会館協議会等の情報を両センターに提供しているほか、相互にチラシや案内パンフレット等を配架している。

#### (2) 問題点および改善提案

本県において男女共同参画推進に関する複数の機関があり、相互に連携して活動していくのは効果的で相乗効果があり、相談窓口が複数あるのも県民には利便性が高いといえる。しかし、今後財団が事業を推進していく中で、特に市の出先機関との重複する活動については、当該事業の実施の適否について効率性、経済性、有効性の観点からは慎重に判断することが求められる。

### 2. 有料施設に係る使用料金について(意見)

#### (1) 概要

当財団における男女共同参画の推進の拠点である富山県民共生センター(愛称:サンフォルテ)について、ホール、9室の研修室、調理実習室、多目的スタジオ、和室を企業や団体の研

修・説明会等による利用に際して有料にて貸出を行っている。

その施設使用料単価の設定根拠について確認したところ、平成9年度の当初単価設定時に、①ホールについては席数や使用形態が一番類似している県所有の類似ホール、②ホール以外は同様に県所有の施設を基に算定しているとのことである。また、その後の料金単価の見直しは消費税率の改定を反映しているだけである。

## (2) 問題点および改善提案

平成9年度の単価設定から今まで約25年が過ぎており、周辺の道路事情、開発状況も大きく当時と変化している。そのため、適切な料金水準の設定や検証という点から、周辺の民間施設の類似施設の利用料金の動向などを、例えば5年に1度程度は把握したうえで料金水準の検証や必要があれば使用料を見直すなどの対応が望まれる。

また、研修室の目標稼働率は45%として設定しているが、近年(令和3年度～5年度)はコロナ禍の影響もあり、33%～35%台と低迷している。活用方法については、条例による制約も考慮しつつ、例えば研修室の一部について仕事や学習に活用できるコワーキングスペースとするなど、柔軟な発想をもとに新たな取組を模索し続け、稼働率向上と収益拡大も目指すことを検討していただきたい。

## 3. プロパーカー財の一層の活用について(意見)

### (1) 概要

平成8年11月に財団が設立され、財団には一定程度のノウハウが蓄積されている。プロパー従業員は現在5名であり、いずれも勤続25年程度と長く勤められた方々である。財団の男女共同参画事業の推進を特にソフト面で支えているのはこの方々の力が大きく、今後も欠かすことはできない戦力である。

現状、財団の職員であるプロパー従業員と県OBがともに協力し合い、自己研鑽に励みながら日々の業務をモチベーションとプライドを高く持つて業務を行っている。

### (2) 問題点

しかし、一方でプロパーカー財の活躍の場を広げたり、新陳代謝を図ることも大切である。このままでは、近い将来にプロパーカー財が定年等で一気に退職する時期を迎える、円滑な業務遂行に支障をきたす懸念がある。

### (3) 改善提案

財団における今後のプロパーカー財の更なる活躍を後押しする、あるいはプロパーカー財の円滑な新陳代謝を図るために、プロパーカー財の新規採用や上位職への登用方針を含めた要員計画およびあるべき組織体制を検討する必要がある。

財団へのアンケートにおいて、当財団を設立した意義について「専門職員を配置し、高い専

門スキルとネットワークを活かした企画・実務能力を有する団体が事業を行うことで実効性を高めることができる」との回答があった。プロパー人材の一層の活用は、このことにも通じるものといえる。

#### 4. 賛助会員の減少について(意見)

##### (1)概要および問題点

財団に対する財務上の県への依存度であるが、指定管理受託収益および県等受託事業収益の経常収益に占める割合が 85%程度となっており、依存の程度としては高いものとなっている。一因として、自主財源となる賛助会員口数が平成 30 年の指定管理申請時の令和 5 年度目標値 120 口に対して、実績が 88 口と約 3 割減、また申請当時の直近実績である平成 29 年度の実績 101 口に比べても減少したことがある。

##### (2)改善提案

減少した要因には、賛助会員の場合には受講料が一定額減額される講座があったが、その講座を廃止した影響があつたとのことであるが、賛助会員口数という指標は、当財団の男女共同参画の推進に係る諸活動がどれだけ浸透したか示すものであり、そういった観点からも口数増加に向けた取組みが期待される。

### 第3項 管理体制について

#### 1. 基本財産に関する定款の定めについて(意見)

##### (1)概要

財団の定款第5条 2 項には「基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。」旨の記載があるだけで、本来の記載方法である基本財産についての具体的な記載がない。

##### (2)問題点および改善提案

基本財産についての定款における記載は、以下の【参考 1】、【参考 2】にあるとおり、どの財産が基本財産になっているのかを、ある程度具体的に判別されるような方法で定款に記載することが望ましいとされている。この点、当財団の定款記載のように「理事会で定めたもの」とする定め方は適切ではなく、具体的に記載することが望ましい。

#### 【参考1】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

##### 第 172 条第 2 項

理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならず、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分を

してはならない。

## 【参考2】公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)―令和5年12月版 内閣府

### 問VI-3(定款における基本財産、不可欠特定財産の定め方)

新制度の基本財産についての定款の定めは、「評議員会で基本財産とすることを決議した財産」といった定め方でもいいのでしょうか。

答

2 定款に基本財産を定めるに当たっては、どの財産が基本財産となっているのかを、ある程度具体的に判別できるような方法で定款に記載することが望ましいと思われますが、その定め方については、原則として各法人における種々の事情に応じて任意であると考えられます(注1)。

(注1)ただし、例えば、単に「毎年度の財産目録に基本財産として表示する財産」とだけ定款に定める場合、「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日内閣府 公益認定等委員会)において、基本財産は「定款において基本財産と定められた資産」とされていることから、相互に参照する結果となるため、適当ではないと考えられます。

## 2. とやまマリッジサポートセンター事業に係る事務分担表の記載について(意見)

### (1)概要および問題点

当財団の事務分担表によれば、事務局13人のうち10人の分掌事務については記載されていたが、3人については記載はなかった。当該3人は財団が県から受託している「とやまマリッジサポートセンター事業事務委託」の業務に専属的に従事しており、他の10人と担務する業務が異なるものであるが、財団に所属する職員の業務が事務分担表に記載されていないことは組織管理・運営上好ましくない。

### (2)改善提案

当財団に所属する職員については仕事の役割を明確にするため、全員を対象とした業務分担表を作成すべきである。

## 3. 物品調達に係る内部統制の整備について(意見)

### (1)概要

当財団では各種の男女共同参画事業を実施しており、それぞれの事業で必要な物品の購入については、実施事業の担当者が事業実施に必要な備品やリーフレット等の仕様や物量を決定し、自らが調達先を選定している。

## (2) 問題点

資産の保全等の内部統制の目的を達成するためには、現場部門が購入依頼書を作成し、管理部門がその内容を確認し、調達先の選定、発注、契約を行うといった体制の整備が求められるが、これが整備されていない。

## (3) 改善提案

内部統制を有効に機能させるためには、物品発注者と調達先選定に係る購買担当者は同一でなく、別々とすることが望ましい。なお、こうした内部統制を整備するにあたっては、当財団の職員数は13名と少人数のため一定の職員に業務が過重とならないような配慮も必要である。

## 第2節 公益財団法人富山県文化振興財団

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	富山市新総曲輪4番18号									
設立年月日	1980年8月1日			所管課	生活環境文化部 文化振興室					
設立目的	富山県民が多彩な芸術文化に親しむ機会を充実するとともに、次世代を担う子どもたち・青少年の健全な育成と生涯学習・学術調査に係る事業を通じてふるさと富山の文化や歴史を学ぶ機会を提供し、もって県民一人ひとりが身近な芸術文化活動や学習活動に参加するとともに、世界に誇ることのできる芸術文化の創造・発信に寄与すること。									
事業内容	1. 文化ホール施設の貸与、芸術文化事業の展開、美術館・博物館施設の運営 2. 生涯学習機関における講座の開設、学習相談、学習資料の収集及び表彰事業等 3. 埋蔵文化財の調査、資料収集等 4. 施設の管理運営に付随する事業（物品販売等）									
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分	評議員・理事・監事			職員数					
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数	
	人数	4	2	13	19	3	12	257	272	
出資状況 (出捐状況)	総出資額 (基本財産の総額)			本県の出資額			総出資額に占める 本県の出資割合			
	6,000 千円			6,000 千円			100.0 %			

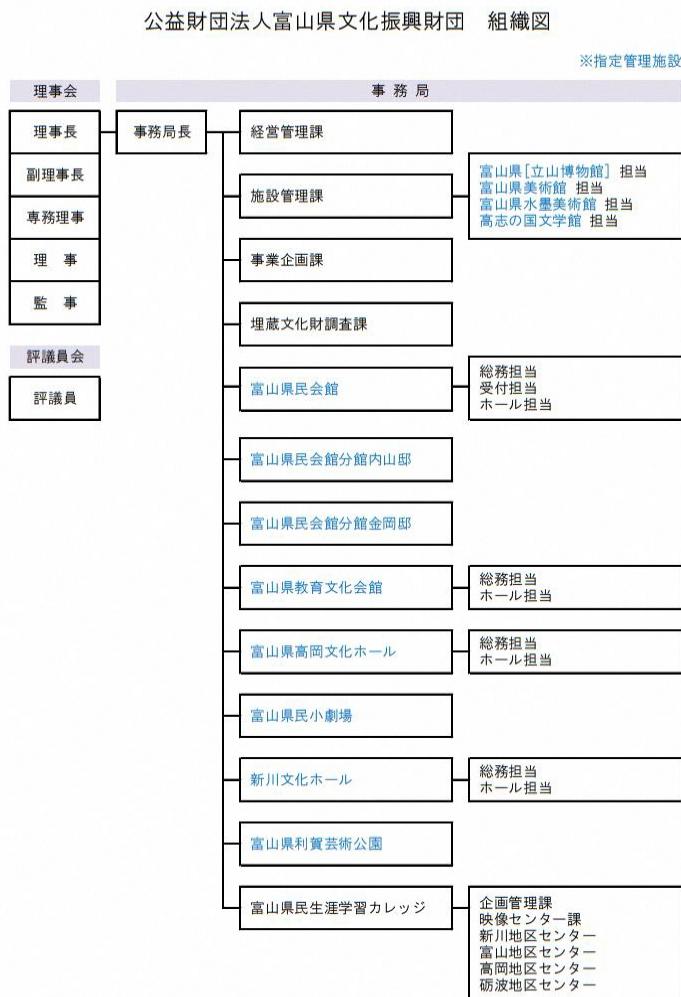
#### 2. 組織

##### (1)組織体制

理事長、事務局長の下に本部機能を有する経営管理課の他、事業企画課、埋蔵文化財調査課、各施設の運営部署によって構成されている。経営管理課は組織の全体的な運営管理を行つており、施設管理課は県の美術館、博物館の施設管理を行つている。また事業企画課は子供向けコンサート・教育事業を企画・運営し、埋蔵文化財調査課は埋蔵文化財の調査事業を行う。他の施設運営は概ね文化事業を行う施設運営と富山県民生涯学習カレッジの運営に分けられる。施設の構成員は大半がプロパー職員であるが、富山県民生涯学習カレッジの構成員の多くは県職員と兼務している。

役員は評議員6名、理事11名、監事2名（令和6年5月1日現在）であり、いずれも定款に基づいて、適切に選任されている。また評議員会は年2回（うち1回は書面持ち回り）、理事会は年3回（うち1回は書面持ち回り）開催されており、いずれも定款に従つて適切に開催されている。また監事監査も年2回（決算と中間期）実施されている。

【参考:組織図】



(2) 本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	0
理事・監事に占める県職員の人数	2
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	2
職員に占める県からの派遣の人数	3
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	12

(注1) 県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2) 県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

### 3. 事業(令和5年度事業報告等より)

#### (1) 概要

富山県文化振興財団の主な事業内容は、文化ホール施設や美術館・博物館の運営、生涯学習機関の運営、埋蔵文化財の調査等である。具体的には県の文化振興策に掲げられたコンサート等の企画運営や県内公立文化ホールの技術スタッフのスキル向上、文化ホールのボランティア養成といった事業を行う事で、県の施策の一部を担っている。

このような事業を県が当法人に委託している理由として、県が直接にすべての文化振興策を実施するのは現実的には困難であること、芸術文化関連事業の効果的・効率的な実施を図るために、これらの点から県の外郭団体としての存在意義があるとしている。

#### (2) 令和5年度実績

##### ① 文化施設の管理運営および芸術文化事業の展開等

###### ア. 文化施設の指定管理業務

富山県民会館	(富山県から管理指定)
富山県教育文化会館	(富山県から管理指定)
富山県高岡文化ホール	(富山県から管理指定)
富山県民小劇場	(富山県から管理指定)
富山県新川文化ホール・新川文化ホール	(富山県および魚津市から管理指定)
富山県利賀芸術公園・南砺市利賀芸術公園	(富山県および南砺市から管理指定)
富山県立山博物館	(富山県から管理指定)
富山県美術館	(富山県から管理指定)
富山県水墨美術館	(富山県から管理指定)
高志の国文学館	(富山県から管理指定)

###### イ. 芸術文化事業の展開等

文化施設等における舞台公演等の開催、SCOT サマー・シーズンおよび学校コンサート(一流演奏家を小学校へ派遣)の実施等

##### ② 富山県民生涯学習カレッジの運営

学習講座の開設等(富山県から受託)

##### ③ 埋蔵文化財の調査研究

ア. 主要地方道富山魚津線道路橋りょう改築に係る発掘調査等(富山県から受託)

イ. 県営農地整備に係る発掘調査等(富山県から受託)

## 4. 財務

### (1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表		正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	414,827	流動負債	328,098
現金預金	110,097	未払金	226,098
未収金	302,549	未払消費税等	18,925
その他	2,181	未払法人税等	5,584
固定資産	1,390,190	賞与引当金	38,332
基本財産	6,000	前受金	26,674
特定資産	1,378,216	その他	12,485
その他	5,974	固定負債	778,157
		退職給付引当金	775,436
		リース債務	2,721
		負債合計	1,106,255
		指定正味財産	6,000
		一般正味財産	692,762
		正味財産合計	698,762
資産合計	1,805,017	負債・純資産合計	1,805,017

令和5年度における富山県からの収入 (単位:千円)	
1.補助金	27,420
2.指定管理料	1,476,330
3.委託料(2除く)	146,634
4.その他	0
計	1,650,384

経常収益	2,393,216
基本財産運用益	0
特定資産運用益	1,958
事業収益	2,211,953
受取補助金等	47,694
受取負担金	42,675
受取県納付金等	87,563
雑収益	1,373
経常費用	2,399,345
事業費	2,317,788
人件費	676,446
その他	1,641,342
管理費	81,556
人件費	61,734
その他	19,822
当期経常増減額	-6,129
経常外収益	0
経常外費用	0
法人税等	5,584
当期一般正味財産増減額	-11,713

### (2) 経営指標

#### 安全性指標

流動比率	126.4%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	38.7%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

#### 収益性・効率性指標

経常収支比率	99.7%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	-0.3%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	96.8%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	3.4%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	30.8%	人件費比率 = 人件費/経常収益

#### 財源構成指標

事業収益率	92.4%	事業収益率 = 事業収益/経常収益
県納付金等収益率	3.7%	県納付金等収益率 = 受取県納付金等/経常収益
補助金収益率	2.0%	補助金収益率 = (受取補助金等+受取補助金等振替)/経常収益

## 第2項 経営状況について

指摘・意見は特にない。なお、財務については、公益法人として収支相償という一定の費用拠出が求められる制約があるなかで、健全な財務内容であるといえ、財務数値からみた経営状況は問題ないと判断する。

ただし、法人としては財政上の課題として、近年のコロナ禍の影響により落ち込んだ施設利用がリモート会議の定着によりコロナ禍前の水準まで回復しておらず、収入目標額の達成が困難になってしまっている点を課題として認識している。今後は収入動向を踏まえた対応が求められるものと考える。

## 第3項 管理体制について

### 1. リスクの認識と対応

内部管理体制については経営管理課が中心となって対応している。各施設の支払業務を本部に集約するなど、現金資金横領といった不正防止のため業務フローを工夫しているが、人的制約から担当者レベルの内部監査までは実施できていない状況にある。

なお、経営上のリスクとして次のような事項を認識しており、それぞれ対応策を実施している。

#### ① 指定管理者選定漏れのリスク

(対策)利用者の利便性向上に繋がるサービスの提供、専門性(ホール技術)の高い職員の育成、県内文化団体との連携

#### ② 情報漏洩のリスク

(対策)規程、マニュアル整備といった情報セキュリティ体制の構築

#### ③ 人材不足のリスク

(対策)早い段階での情報公開、合同企業説明会への参加、独自の法人説明会の開催

#### ④ コンプライアンス違反のリスク

(対策)職員への研修実施を検討

#### ⑤ 各種災害のリスク

(対策)地震・火災等対応マニュアルの策定、業務で扱うデータのクラウド化

### 2. 人員構成について(意見)

富山県民生涯学習カレッジは県の組織だが運営は文化振興財団に委託している。カレッジの構成員は主に県職員であり、県から委託された事業であるにも関わらず県職員が中心となって実施されている点で委託事業として適切かどうか疑問が生じる。

地方自治法の関係で県 자체がカレッジの受講料の徴収委託ができないなどの理由により県から団体への委託事業になっているとのことであるが、財団の裁量・判断で、県職員以外の人材を構成員として加えることも有益ではないかと考える。

### 3. 特定資産の設定目的について(意見)

特定資産の内訳として財政調整引当資産 209 百万円と経営安定積立資産 363 百万円が計上されている。財政調整引当資産は埋蔵文化財調査事業における財源不足に備えて、経営安定積立資産は事業量の変動や経済情勢の変動に伴い発生する費用・損失に備えて積み立てるとして取扱要綱にて定められている。

このうち財政調整引当資産は埋蔵文化財調査事業に限定されているが、当事業は人件費相当の受取負担金収入があるなどの収支状況を踏まえると深刻な財源不足に陥る可能性は低く、また財源不足に陥る可能性は埋蔵文化調査事業以外の他の事業についてもあると思われる。したがって特定資産として積み立てる必要性は低いと思われ、より有効な資産の活用を検討すべきと考える。

### 第3節 公益財団法人とやま環境財団

#### 第1項 団体の概要

##### 1. 基本情報

所在地	富山市舟橋北町4-19											
設立年月日	1991年7月1日			所管課	生活環境文化部 環境政策課							
設立目的	環境に関する情報の収集・提供、環境保全活動や環境教育の推進、地球温暖化対策の推進に関する事業を行うとともに、県土美化、廃棄物の減量化、地球温暖化防止の県民運動等地域に根ざした環境保全活動を展開し、もって、美しく住みよい富山県の創造に寄与すること。											
事業内容	1. 環境保全活動及び協働取組みの推進 2. 環境教育及び環境学習の推進 3. 環境及び環境保全活動に関する情報収集、提供 4. 地球温暖化対策の推進 5. 環境経営システムの認証・登録、普及 6. その他法人の目的を達成するために必要な事業											
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分	評議員・理事・監事				職員数						
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数			
	人数	4	1	17	22	2	0	9	11			
出資状況 (出捐状況)	出資額 (基本財産の総額)			基本財産に対する 本県の出資額			基本財産に占める 本県の出資割合					
	584,900 千円			484,900 千円			82.9 %					
	出資額 (運用基金の総額)			運用基金に対する 本県の出資額			運用基金に占める 本県の出資割合					
	46,529 千円			0 千円			0.0 %					

##### 2. 組織

###### (1)組織体制

評議員会(7名)

理事会(理事 13名、監事 2名)

職員(11名)

企画課

協働交流課

エコアクション21

地球温暖化防止活動推進センター

###### (2)本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	0
理事・監事に占める県職員の人数	2
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	1
職員に占める県からの派遣の人数	2
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	0

(注1)県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2)県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

### 3. 事業(令和 5 年度事業報告等より)

#### (1) 協働推進事業

- ①環境とやま県民会議総会、富山県県土美化推進県民会議総会の開催
- ②「エコフェスとやま」の開催
- ③「みんなできれいにせんまいけ大作戦」の展開
- ④企業等環境保全活動支援事業の推進
- ⑤市町村との環境パートナーシップ事業の推進
- ⑥サルベージ・サポートーマッチング事業の実施
- ⑦フードドライブマッチング推進事業の実施
- ⑧食育全国大会普及啓発事業の実施

#### (2) 環境教育推進事業

- ①とやま環境チャレンジ 10 事業 68 校、2,854 名参加
- ②はじめてのエコライフ教室事業の実施 12 園、幼児 389 名、保護者 97 名参加
- ③こどもエコクラブの支援
- ④エコドライブ推進事業の実施
- ⑤自然解説員(ナチュラリスト)による自然解説、活動業務報告会および研修会の実施

#### (3) 普及・啓発事業

- ①「とやま環境フェア 2023」の開催
- ②ホームページ、メールマガジン、「エコワとやま」等による環境保全活動情報等の提供

#### (4) 地球温暖化対策推進事業

- ①地球温暖化防止活動アドバイザーの設置
- ②地球温暖化防止活動推進員の研修・活動支援
- ③地球温暖化防止活動・脱炭素化促進事業の実施
- ④脱炭素型ライフスタイル普及促進事業の実施
- ⑤地域活動推進事業の実施
- ⑥再生可能エネルギー導入促進事業の実施

#### (5) エコアクション 21 地域事務局事業

- ①エコアクション 21 制度の普及啓発

②エコアクション21認証・登録の実施(登録事業者数 105事業者)

③エコアクション21自治体イニシアティブ・プログラムの推進

#### 4. 財務

##### (1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表		正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	66,355	流動負債	12,786
現金預金	57,574	未払金	6,551
未収金	8,714	預り金	305
前払費用	67	預り補助金	5,553
固定資産	638,010	賞与引当金	376
基本財産	584,900	固定負債	3,901
特定資産	47,782	退職給付引当金	1,252
その他	5,327	長期未払金	2,648
		負債合計	16,688
		指定正味財産	631,429
		一般正味財産	56,248
		正味財産合計	687,678
資産合計	704,366	負債・純資産合計	704,366

令和5年度における富山県からの収入 (単位:千円)	
1.補助金	88,528
2.指定管理料	0
3.委託料(2除く)	18,090
4.その他	0
計	106,618

科目	金額 (千円)
経常収益	135,609
基本財産運用益	5,235
特定資産運用益	134
受取会費	7,976
事業収益	2,122
受取受託金	18,206
受取寄付金	1,297
受取補助金等	96,197
受取負担金	4,440
雑収益	0
経常費用	139,226
事業費	131,370
人件費	19,611
その他	111,759
管理費	7,856
人件費	3,902
その他	3,954
当期経常増減額	-3,616
経常外収益	0
経常外費用	0
法人税等	81
当期一般正味財産増減額	-3,697

## (2) 経営指標

### 安全性指標

流動比率	519.0%	流動比率 = 流動資産 / 流動負債
自己資本比率	97.6%	自己資本比率 = 正味財産 / 資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金 / 資産合計

### 収益性・効率性指標

経常収支比率	97.4%	経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用
総資本経常利益率	-0.5%	総資本経常利益率 = 経常増減額 / 資産合計
事業費比率	96.9%	事業費比率 = 事業費 / 経常収益
管理費比率	5.8%	管理費比率 = 管理費 / 経常収益
人件費比率	17.3%	人件費比率 = 人件費 / 経常収益

### 財源構成指標

運用收益率	4.0%	運用收益率 = (基本財産運用益 + 特定資産運用益) / 経常収益
受取会費收益率	5.9%	受取会費收益率 = 受取会費 / 経常収益
受取受託金收益率	13.4%	受取受託金收益率 = 受取受託金収益 / 経常収益
補助金收益率	70.9%	補助金收益率 = 受取補助金等収益 / 経常収益
負担金收益率	3.3%	利用料收益率 = 利用料 / 経常収益

## 第2項 経営状況について

指摘・意見は特にない。

## 第3項 管理体制について

### 1. 電子帳簿保存法の対応について(指摘)

#### (1) 事実概要

令和6年1月1日より電子帳簿保存法の適用が開始されている。電子帳簿保存法の適用開始に伴い、電子データの保存に関して保存されているデータの改ざん防止措置(真実性の確保要件)を講ずる必要があるが、財団はこの対応を行っていない。

#### (2) 課題事項

電子帳簿保存法の適用開始に伴い、財団は電子データの保存に関してデータの改ざん防止措置(真実性の確保要件)を講ずることを求められる。具体的には、

- ①タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- ②保存するデータにタイムスタンプを付与する
- ③データの授受と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行うか、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する

といった対応が必要となる。

### (3)改善提案

電子帳簿保存法への対応として、③については一般的には、中小事業者を中心として、「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守することで対応する事業者が多く、当財団においても規程の整備等の対応をする必要がある。

## 第4節 公益財団法人富山県健康づくり財団

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	富山市友杉151番地									
設立年月日	1978年10月19日			所管課	厚生部 健康対策室					
設立目的	県民の健康の保持増進を図るため、疾病の予防、健康づくり等に必要な事業等を行うことにより、県民の健やかで安らぎのある生活の実現に寄与すること。									
事業内容	1. 國際健康プラザ事業 (1) 指定管理事業 ①生命科学館事業 ②健康スタジアム事業 (2) 自主事業 ①ヘルスプロモーションinスクエア ②生命科学館オープンスペースを活用した事業 ③県等委託事業の受託 ④特定保健指導事業 ⑤特別有料プログラム ⑥介護予防指導者養成研修 ⑦健康づくり講師等の派遣									
	2. イタイイタイ病資料館事業 (1) 指定管理事業 イタイイタイ病に関する貴重な資料や教訓を後世に継承するため、県が企画立案を行い決定した事業内に基づき、県と連携を図りながら事業を実施する。 ①資料継承事業に関する業務 ②教育啓発事業に関する業務 ③情報発信事業に関する業務									
	3. 健康増進センター事業 (1) 健康診断事業 (2) がん対策普及調査事業 ①普及啓発事業 ②ガン基金事業 (3) 複十字シール募金事業 ①複十字シール運動の実施 ②結核予防週間の普及啓発活動 (4) 高山市等岐阜県内の集団検診事業									
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分	評議員・理事・監事				職員数				
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数	
	人数	5	2	9	16	0	5	167	172	
出資状況 (出捐状況)	出資額 (基本財産の総額)			基本財産に対する 本県の出資額			基本財産に占める 本県の出資割合			
	64,000 千円			32,000 千円			50.0 %			
	出資額 (がん対策基金の総額)			がん対策基金に対する 本県の出資額			がん対策基金に占める 本県の出資割合			
	466,147 千円			270,000 千円			57.9 %			

## 2. 組織

### (1)組織体制

評議員会(6名)

理事会(理事8名、監事2名)

職員(172名)

事務局 企画管理課

国際健康プラザ 事業推進課

イタイイタイ病資料館 業務管理課

健康増進センター

診療部

経営部

健診部

### (2)本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	0
理事・監事に占める県職員の人数	3
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	2
職員に占める県からの派遣の人数	0
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	5

(注1)県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2)県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

## 3. 事業(令和5年度事業報告等より)

### (1)施設の管理運営(指定管理事業)

①富山県国際健康プラザ(生命科学館、健康スタジアム)

施設管理事業、展示事業、普及啓発事業、調査研究事業、情報提供・発信事業、人材育成事業、実践指導事業等の実施

施設名	利用人員(人)
生命科学館	4,404
健康スタジアム	123,537
屋外施設	31,406
その他	4,813
計	164,160

②富山県立イタイイタイ病資料館

施設管理事業、資料継承事業、教育啓発事業、情報発信事業等の実施

来館者数 17,794 人

(2)健康の保持増進に関する事業

介護予防指導者養成研修、健康づくり講師等の派遣事業、特定保健指導事業の実施等

(3)施設内健診事業

施設内健診の実施

区分	健診人員(人)
総合健診コース	4,064
協会けんぽコース	9,420
計	13,484

(4)集団検診事業

集団検診事業の実施

区分	検診人員(人)
がん検診(結核含)	153,756
循環器検診	73,666
特定保健指導	696
骨粗鬆症検診	1,930
計	230,048

(5)がん予防普及啓発事業

ピンクリボンキャンペーンの実施等

(6)結核予防普及啓発事業

複十字シール募金活動の実施等

## 4. 財務

### (1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表		正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	533,152	流動負債	285,155
現金預金	349,147	未払金	155,286
未収金	180,998	未払法人税	172
立替金	584	未払消費税	34,988
貯蔵品	2,411	預り金	12,163
仮払金	10	リース債務	46,224
固定資産	2,387,014	賞与引当金	36,320
基本財産	64,000	固定負債	499,219
特定資産	1,415,731	退職給付引当金	290,371
その他	907,282	リース債務	208,847
		負債合計	784,374
		指定正味財産	546,989
		一般正味財産	1,588,803
		正味財産合計	2,135,792
資産合計	2,920,167	負債・純資産合計	2,920,167

令和5年度における富山県からの収入 (単位:千円)	
1.補助金	0
2.指定管理料	316,232
3.委託料(2除く)	6,156
4.その他	0
計	322,388

科目	金額 (千円)
経常収益	1,815,509
基本財産運用益	288
特定資産運用益	1,988
指定管理事業収益	316,232
自主事業収益	1,432,272
利用料収益	46,732
受取補助金等	1,066
受取助成金	4,300
受取負担金	3,440
受取寄付金	333
受取施設利用料	3
雑収益	8,852
経常費用	1,851,796
事業費	1,830,570
人件費	654,910
その他	1,175,660
管理費	21,226
人件費	18,033
その他	3,193
当期経常増減額	-36,287
経常外収益	8,104
経常外費用	0
法人税等	1,121
当期一般正味財産増減額	-29,303

### (2) 経営指標

#### 安全性指標

流動比率	187.0%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	73.1%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

#### 収益性・効率性指標

経常収支比率	98.0%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	-1.2%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	100.8%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	1.2%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	37.1%	人件費比率 = 人件費/経常収益

#### 財源構成指標

指定管理事業収益率	17.4%	指定管理事業収益率 = 指定管理事業収益/経常収益
自主事業収益率	78.9%	自主事業収益率 = 自主事業収益/経常収益
利用料収益率	2.6%	利用料収益率 = 利用料/経常収益

## 第2項 経営状況について

指摘・意見は特にない。

## 第3項 管理体制について

### 1. 専務理事に対する報酬の取り扱いについて(意見)

#### (1) 概要

財団は、専務理事を職制上の地位を有する使用人兼務役員として役員報酬をゼロとしたうえで専務理事に対する支給額は、全て従業員給与および賞与として取り扱っている。

#### (2) 課題

当財団の専務理事 2 名は、仮に使用人としての職務を担当する場合であったとしても、理事会の出席等を通じ、また対外的にも理事として活動している実態があると考えられる。ここで、専務理事に対する報酬額を全て使用人としての報酬として取り扱ってしまうと、専務理事に対する役員報酬額がゼロとして開示されてしまうため、役員報酬が実態よりも低く開示される恐れがある。

#### (3) 改善提案

常勤の役員として活動実態のある専務理事に対する報酬については、その全てを従業員給与および賞与として取り扱うのではなく、適切な基準を設定して役員報酬に配分することが適当であると考えられる。

### 2. 電子帳簿保存法の対応について(指摘)

#### (1) 概要

令和 6 年 1 月 1 日より電子帳簿保存法の適用が開始されている。電子帳簿保存法の適用開始に伴い、電子データの保存に関して保存されているデータの改ざん防止措置(真実性の確保要件)を講ずる必要があるが、財団はこの対応を行っていない。

#### (2) 課題

電子帳簿保存法の適用開始に伴い、財団は電子データの保存に関してデータの改ざん防止措置(真実性の確保要件)を講ずることを求められる。具体的には、

- ①タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- ②保存するデータにタイムスタンプを付与する
- ③データの授受と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行うか、不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する

といった対応が必要となる。

### (3)改善提案

電子帳簿保存法への対応として、③については一般的には、中小事業者を中心として、「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守することで対応する事業者が多く、当財団においても規程の整備等の対応をする必要がある。

### 3. 固定資産の取得手続きについて(意見)

#### (1)概要

財団は富山県国際健康プラザの指定管理者として施設の管理を行っているところ、当施設において利用している、県所有の医療機器が故障したことを受け、同様の医療機器を自己資金にて取得している。対象となった医療機器の概要は次のとおりである。

資産名称:運動負荷心電図検査機

購入金額:6,270,000 円(税込)

購入先:株式会社中川医療器械

#### (2)問題点および提案

当該医療機器は、指定管理契約にもとづけば、財団から県への事前申請により、県が県の資産として取得すべきものである。しかしながら、財団において利用にあたり故障していることが判明し、かつ、県への事前申請を行っている時間的余裕がなかったことから、財団にて緊急性があると判断し、本来は購入費を負担する必要はなかったところ、取得したものである。

医療機器の修繕や更新について、財団ではその必要性を認識しており、県に対しても予算措置の要望を出しておらず、県においても同様に修繕の必要性を認識していたものの、限られた予算のなかで他の案件との比較衡量した結果、修繕費の予算措置が見送られていた。結果として故障し取得せざるを得ない状況に至ったわけであるが、修繕等の対応が遅れたことは結果論であり、この点、やむを得ないものといえる。

しかし、財団が負わなくともよい負担をせざるを得なかった点については、今後も同様のケースが生じることも想定され、今回のように財団において購入費を負担できる場合ばかりではないと思われる。

この点、緊急性(緊急性については現場から納得ある説明がなされることが前提)があると認められる場合においては、資産等の購入に係る申請や承認に要する手続に関して、予算措置を行えるような仕組みの整備が必要ではないか。

## 第5節 一般財団法人富山会館

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	富山市新総曲輪1-7											
設立年月日	1979年4月2日			所管課	商工労働部 商企画課							
設立目的	関東地区に在住する富山県の関係者及び関係団体の福祉を増進し、及び県民と関東地区県人との交流を促進することにより、富山県の産業及び文化の発展に寄与すること。											
事業内容	1. 富山県首都圏情報発信拠点の管理運営（日本橋とやま館、いきいき富山館） 2. 富山県勢及び市町村勢の紹介 3. 観光宣伝及び産業、物産の紹介 4. 関東地区県人との連絡連携 5. 東京富山会館ビルディング、旧富山県赤坂会館の管理運営											
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分	評議員・理事・監事				職員数						
県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数					
人数	6	1	10	17	4	0	15	19				
出資状況 (出捐状況)	出資額 (基本財産の総額)			基本財産に対する 本県の出資額			基本財産に占める 本県の出資割合					
	30,000	千円		30,000	千円		100.0	%				
	出資額 (運用財産の総額)			運用財産に対する 本県の出資額			運用財産に占める 本県の出資割合					
	186,027	千円		130,000	千円		69.9	%				

#### 2. 組織

##### (1)組織体制

評議員会(7名)

理事会(理事8名、監事2名)

職員(19名)

事務局

首都圏情報発信拠点

##### (2)本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	1
理事・監事に占める県職員の人数	4
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	0
職員に占める県からの派遣の人数	4
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	0

(注1)県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2)県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

### 3. 事業(令和 5 年度事業報告等より)

- (1)富山県首都圏情報発信拠点の管理運営
- (2)富山県勢および市町村勢の紹介事業
- (3)観光宣伝および産業、物産の紹介事業
- (4)関東地区県人との連絡連携事業
- (5)旧赤坂会館等の施設の管理運営事業
  - ①東京富山会館ビルディングに存する富山県財産の管理運営
  - ②いきいき富山館の管理運営
  - ③旧赤坂会館の管理
- (6)中小企業支援オフィス運営事業

### 4. 財務

#### (1)令和 5 年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表

科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	77,037	流動負債	57,421
現金預金	49,006	未払金	53,955
未収金	26,189	預り金	1,180
前払費用	1,841	賞与引当金	1,395
固定資産	242,771	前受収益	889
基本財産	30,000	固定負債	26,744
特定資産	8,274	退職給付引当金	8,274
その他	204,496	リース債務	18,470
		負債合計	84,166
		指定正味財産	30,000
		一般正味財産	205,642
		正味財産合計	235,642
資産合計	319,809	負債・純資産合計	319,809

正味財産増減計算書

科目	金額 (千円)
経常収益	209,341
基本財産運用益	0
運用財産運用益	56
事業収益	182,731
受取負担金	25,033
雑収益	1,518
経常費用	210,832
事業費	210,681
人件費	28,040
その他	182,641
管理費	151
人件費	0
その他	151
当期経常増減額	-1,491
経常外収益	0
経常外費用	0
法人税等	0
当期一般正味財産増減額	-1,491

令和5年度における富山県からの収入（単位：千円）

1.補助金	0
2.指定管理料	0
3.委託料（2除く）	170,678
4.その他	0
計	170,678

## (2) 経営指標

安全性指標

流動比率	134.2%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	73.7%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

収益性・効率性指標

経常収支比率	99.3%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	-0.5%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	100.6%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	0.1%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	13.4%	人件費比率 = 人件費/経常収益

財源構成指標

事業収益率	87.3%	事業収益率 = 事業収益/経常収益
受取負担金收益率	12.0%	受取負担金收益率 = 受取負担金/経常収益

## 第2項 経営状況について

### 1. 中長期の事業計画の策定(法人の在り方)について(意見)

#### (1) 概要

現状、事業年度開始前に単年度の事業計画書が作成され、運営事業ごとの事業計画、予算などが盛り込まれている。

当法人の事業は大きく分けて「富山県首都圏情報発信拠点管理運営事業」「赤坂会館管理運営事業」「富山会館管理運営事業」の3つがある。

事業概要は以下のとおりである。

#### ① 富山県首都圏情報発信拠点管理運営事業

富山県が東京に設置する首都圏情報発信拠点(日本橋室町「日本橋とやま館」および有楽町「いきいき富山館」)等において、富山の物産、飲食や交流の場を提供するとともに、観光・定住をはじめとする情報を発信し、富山への誘客・移住、販路開拓等へつなげる。具体的には以下のとおりである。

- ・「日本橋とやま館」および「いきいき富山館」の運営および維持管理を行う。
- ・富山の物産販売、飲食提供により、富山の上質なライフスタイルや食文化の PR を行うとともに、県産品等の展示・紹介等を行い、首都圏における県産品等の普及や富山のイメージアップを図る。
- ・観光・定住情報等の発信を行うとともに、県・市町村・団体等と連携を図りながら、交流イベントや各種フェア等を実施する。併せて、首都圏情報発信拠点の利用者について顧客化・富山ファン化を図り、富山への誘客・移住やビジネス支援等につなげる。
- ・県内事業者に対し、首都圏での出品の機会を提供するとともに、首都圏での販路開拓サポ

一ト事業を通じ、販路開拓や展示会・商談会などビジネスマッチングに対する支援を行う。また、新商品等のトライアル、マーケティングなど首都圏向けの新商品開発への指導助言等を行い、県産品の販路拡大や新規市場への展開を促進する。

(令和5年度事業計画を参考に記載)

## ② 赤坂会館管理運営事業

旧富山県赤坂会館に存する富山県有財産(土地、建物)の維持管理を行う。当該業務に要する経費を捻出するため、当該土地・建物の維持管理を行う。

富山県赤坂会館は、昭和48年4月に県職員など本県関係者の宿泊施設として開館した県の施設である。耐震補強や機能の充実も行いながら、宿泊部門は東京都内における割安な宿泊施設として、また宴会部門は富山の旬の食材を使った料理を提供し、富山の食の魅力をPRする場などとしての役割も担っていたが、会館の収支状況が、コロナ禍で赤字が大幅に拡大するなど大変厳しい状況となり、また周辺一帯で再開発の計画があったなかで、営業を継続することは困難と判断し、令和3年9月30日をもって営業を終了した。

現在は、新型コロナウイルスワクチン接種会場などの臨時的な貸付料、駐車場貸付収入を得ながら当会館の維持管理を行っている。再開発計画決定による建物の明渡しまでの間は、引き続き建物と敷地を管理する。

(令和5年度事業計画、定例記者会見録(令和3年6月7日)を参考に記載)

## ③ 富山会館管理運営事業

富山県勢の一層の発展を図るため、県、市町村および県人会、同連合会等との連携を強める。具体的には以下のとおりである。

- ・関東地区県人に対して、県および市町村の資料提供を行い、県勢および市町村勢を紹介する。
- ・東京富山会館ビル3階に存する富山県有財産((公財)原子力安全技術センター等へ貸付)および同ビル5階に存する富山県借受財産(貸会議室等に使用)の運営管理を行う。
- ・富山県と関東地区県人会並びに関東地区県人相互の連絡連携を密にするため交流の場を提供する。
- ・富山県内の中小企業や業界団体等の関東地区での事業活動を支援するため、中小企業支援オフィスを運営する。

なお東京富山会館については築40年以上で老朽化がすすみ、現在の耐震基準を満たしていないため売却が決定され、富山県が区分所有する3階部分は令和5年12月26日で管理は終了した。5階の富山県借受財産の管理についても終了を予定している。

(令和5年度事業計画を参考に記載)

## (2) 問題点

当法人は富山県からの委託料でほとんどの事業が運営されていることから、当委託料に係る収支予算を作成し、当予算に基づき事業計画が作成されている状況にある。事業計画は単年度で作成し、事業年度開始前に事業計画および予算案が理事会・総会に提示され、事業年度終了後に事業報告等を行っているが、中長期的な事業計画は策定していない。

## (3) 改善提案

将来のビジョンや中長期的な目標を明らかにしたうえで業務を執行していくことは安定的な事業運営につながる。また、社会経済情勢等の変化に対応した効果的、効率的な事業運営を図るために、中長期的に重点的に取り組む事業を検討し、事業運営を具体的に展開することが必要である。

特に、当法人は主要業務である「赤坂会館管理運営事業」「富山会館管理運営事業」が赤坂会館の閉館、東京富山会館の売却で見直しを求められている状況にあることから、今後の法人の在り方について検討することが必要と考える。

## 2. 役職員の構成割合について(意見)

### (1) 概要

#### ① 役員の状況

役職名	区分	備考
代表理事		東京富山県人会連合会会長
副代表理事	県職員兼務	富山県首都圏本部長
常務理事	県職員兼務	富山県首都圏本部副本部長
理事	県職員兼務	富山県理事・商工労働部次長
理事		東京富山県人会連合会相談役
理事		東京富山県人会連合会専務理事・事務局長
理事		(株)北陸銀行執行役員
理事		佐藤工業(株)顧問
監事	県職員兼務	富山県会計管理者
監事		東京富山県人会連合会副会長

#### ② 職員の状況

	職名	区分	備考
事務局	事務局長	県職員兼務	富山県首都圏本部副本部長
	管理担当主査	県職員兼務	富山県首都圏本部本部長補佐
	財務担当主査	県職員兼務	富山県首都圏本部本部長補佐
	施設担当主査	県職員兼務	富山県首都圏本部本部長補佐

	職名	区分	備考
首 都 圏 情 報 発 信 抛 点(日本橋とやま館)	ブランド推進担当主査	県職員兼務	富山県首都圏本部本部長補佐
	事業推進担当主査	県職員兼務	富山県首都圏本部本部長補佐
	観光物産担当主任	県職員兼務	富山県首都圏本部主事
首 都 圏 情 報 発 信 抛 点(日本橋とやま館)	事務局次長・総括館長 日本橋とやま館館長	県職員兼務	富山県首都圏本部副本部長
	館長代理	プロパー	
	副館長	県職員兼務	富山県首都圏本部係長
	マネージャー 事務局事務員	プロパー	
	マネージャー	プロパー	
	マネージャー	プロパー	
	サブマネージャー	プロパー	
	サブマネージャー	県職員兼務	富山県首都圏本部主事
	サブマネージャー	プロパー	
	館長 日本橋とやま館副館長	県職員兼務	富山県首都圏本部副主幹

(出典:県出資法人等決算実地調査に係る調書)

## (2) 問題点

(1)に記載の通り、役員にプロパー職員の該当がなく、職員においては 17 名中 11 名が富山県の職員が兼務し、プロパー職員が少ない状況にある。当法人は富山県からの委託料でほとんどの事業が運営されていることや事業目的から勘案すると、県との連携が必要であり、富山県の職員が兼務することもある程度は必要ではあるが、法人としての自立化も必要と考える。

## (3) 改善提案

役員にプロパー職員の該当がなく、職員においては 17 名中 11 名が富山県の職員が兼務しプロパー職員が少ない状況にある。当法人は富山県からの委託料でほとんどの事業が運営されていることや事業目的から勘案すると、県との連携も必要であり、富山県の職員が兼務することもある程度は必要ではあるが、法人としての自立化も必要と考える。

当法人の主な業務である「赤坂会館管理運営事業」、「富山会館管理運営業務」については赤坂会館の閉館、東京富山会館の売却で見直しが必要な状況にある。人員構成も含めた法人の今後のあり方について検討することが必要と考える。

### 第3項 管理体制について

#### 1. 登記事項について(指摘)

##### (1)概要

一般法人法第 303 条によると登記事項の変更が生じた場合には、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をすることが求められている。

(一般財団法人の設立の登記)

##### 第 302 条

一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から 2 週間以内にしなければならない。

(中略)

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

(中略)

五 評議員、理事および監事の氏名

六 代表理事の氏名および住所

(以下略)

(変更の登記)

##### 第 303 条

一般社団法人等において第 301 条第 2 項各号又は前条第 2 項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(出典:一般社団法人及び一般財団法人に関する法律から抜粋)

##### (2)問題点

履歴事項全部証明書を確認したところ、理事等の就任から登記までの期間が 2 週間を超えるものが散見された。

##### (3)改善提案

当法人によると役員に富山在住者が多く、東京にある事務局と書類のやり取りや必要書類を整えることに時間がかかるとのことである。必要書類の事前準備等を十分に行い、登記事項の変更が生じた場合には、2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をすることが必要である。

## 2. 情報公開について(指摘)

### (1)概要

当法人の情報公開規程では情報公開の総合的な推進について定めている。

#### (情報公開の総合的な推進)

第18条 本法人は、第2章の規定による法人文書の開示のほか、情報の提供施策および公表制度その他の施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

#### (情報の提供)

第19条 本法人は、その保有する本法人の組織、業務および財務に関する基礎的な情報を記録した文書、図面又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、県民が利用しやすい方法により提供するものとする。本法人はその諸活動についての県民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する事業の充実に努めるものとする。

#### (情報の公表制度)

第20条 本法人は、法令等の規定に基づく情報の公表制度のほか、その主要な事業等に関する情報の公表制度の拡充に努めるものとする。

(出典:情報公開規程)

### (2)問題点

現状、当法人は一般法人・公益法人等情報公開共同サイトにて、定款と貸借対照表のみを情報公開している。また当法人のホームページなどはなく、事業内容なども特に公開されていない。

### (3)改善提案(指摘)

当法人の収入の大半は県からの委託料等により構成されており、その公共性から県民に対し透明性の確保と説明責任を十分果たすことが必要である。また情報公開規程においても情報公開の総合的な推進などを定めている。事業活動内容、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表等をホームページなどで積極的に開示していくことが必要と考える。

## 第4項 その他

### 1. 貸倒引当金の計上基準について(意見)

#### (1)概要

一般法人法第119条、第199条によれば、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」と規定されており、企業会計原則、企業会計基準などもその拠りどころのひとつとなる。

企業会計基準には金融商品に関する会計基準、退職給付に関する会計基準、リース取引に関する会計基準などがある。企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもので、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならない基準である。

企業会計原則注解 18 では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入、当期引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するもの」とし、賞与引当金、退職給与引当金、貸倒引当金などが該当するとしている。

貸倒引当金を計上するにあたっては貸倒見積額を算定する必要があるが、金融商品に関する会計基準によれば、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、それぞれの区分に応じて貸倒見積額を算定するとしている。

なお、当法人では会計規程第 52 条において「貸倒引当金については、法人税法に定める限度額のほか、債権の回収可能性を検討して計上する」としている。

## (2) 問題点

当法人では会計規程第 52 条において「貸倒引当金については、法人税法に定める限度額のほか、債権の回収可能性を検討して計上する」としているが、現状、過去の貸倒実績により債権の回収可能性を判断している。

また、財務諸表に対する注記において貸倒引当金の計上基準として「実績に基づき 0 円を見込んでいる」と記載しているが、当注記では貸倒引当金額ではなく計上基準を記載する必要がある。

## (3) 改善提案

当法人として貸倒引当金の計上基準を見直しする必要がある。そのうえで財務諸表に対する注記として貸倒引当金の計上基準を記載する必要がある。なお貸倒引当金の算定方法について「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」などが参考になる。

金融商品に関する会計基準によれば、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、それぞれの区分に応じて貸倒見積額を算定するとしている。

## 第6節 一般財団法人富山勤労総合福祉センター

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	富山市吉作4103-1									
設立年月日	1971年7月1日			所管課	商工労働部 労働政策課					
設立目的	勤労者の福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与すること。									
事業内容	1. 吳羽ハイツの運営管理 2. とやま自遊館の運営管理 3. 勤労者の教養・文化の向上及び健康増進等のための諸事業 4. 関係官公庁からの委託を受けて行う業務及び施設の運営管理 5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業									
役職員数（人） (令和6年7月1日現在)	区分	評議員・理事・監事				職員数				
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数	
人数		5	0	12	17	1	1	159	161	
出資状況 (出捐状況)	総出資額 (基本財産の総額)			本県の出資額			総出資額に占める 本県の出資割合*1			
	38,000	千円		19,000	千円		50.0	%		

\*1：出資の残り50%は富山市が出資している。

#### 2. 組織

##### (1)組織体制

理事長、副理事長、総括専務理事の下に吳羽ハイツ、とやま自遊館の各支配人が位置し、以下それぞれの施設に総務、営業、調理の部署が設置されている。ほとんどの構成員はプロパー職員であり、県からの出向者は1名のみである。

役員は評議員6名、理事8名、監事3名(令和6年5月1日現在)であり、いずれも定款に基づいて、適切に選任されている。また評議員会は年4回(うち3回は書面持ち回り)、理事会は年6回(うち4回は書面持ち回り)開催されており、いずれも定款に従って適切に開催されている。また監事監査も年1回実施されている。

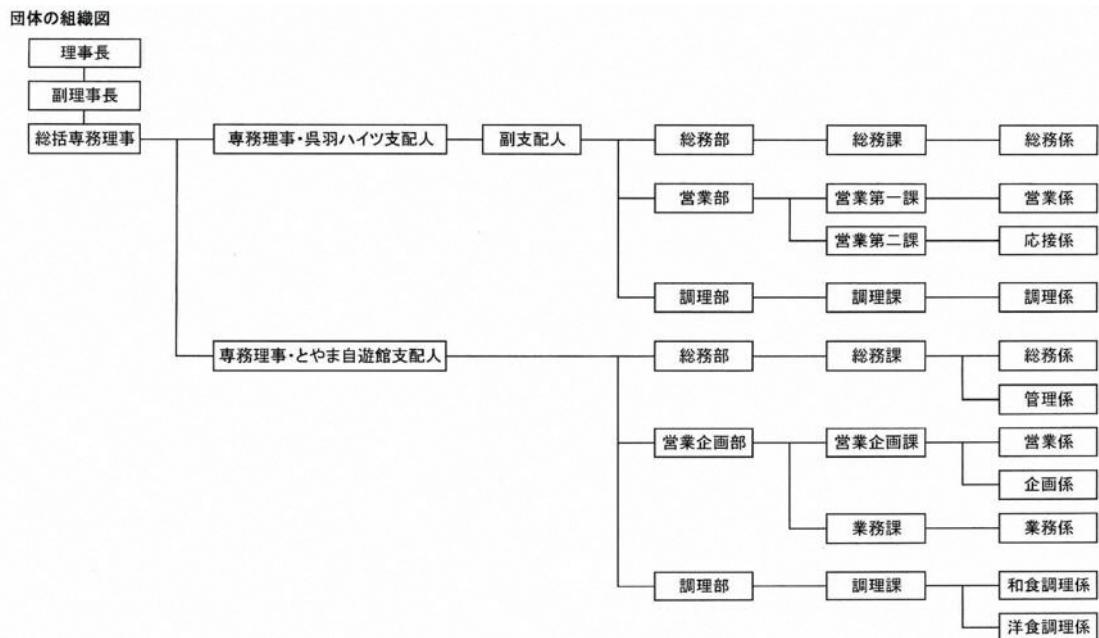
##### (2)本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	0
理事・監事に占める県職員の人数	3
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	0
職員に占める県からの派遣の人数	1
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	1

(注1)県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2)県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

## 【参考:組織図】



### 3. 事業(令和 5 年度事業報告等より)

#### (1) 概要

富山勤労総合福祉センターの主な事業内容は、宿泊施設の呉羽ハイツととやま自遊館の運営管理である。当法人は呉羽ハイツの運営法人として昭和 46 年に設立されたが、両施設は雇用促進事業団(現高齢・障害・求職者雇用支援機構)が整備した宿泊施設であり、平成 16 年に当法人が呉羽ハイツを購入、とやま自遊館は平成 15 年に富山県と富山市が共同購入し、平成 25 年に当法人に移行された。

県の施策とは両施設を運営することで勤労福祉、もしくは県民の福祉向上を図る点で関連性を持つ。当法人の施設運営は旅館・ホテル事業の運営であり、県や市など行政の直営にはなじまないことから、外郭団体としての位置づけに相応の意義はあるものと考える。

#### (2) 令和 5 年度の実績

##### ①呉羽ハイツの管理運営

(単位: 人)

区分	利用人員(計画)	利用人員(実績)
会議・研修	4,700	9,714
福利	25,200	21,214
宿泊	20,900	15,173
休憩	13,300	10,886
レストラン	3,600	3,914
喫茶・売店	12,400	11,724
合計	80,100	72,625

## ②とやま自遊館の管理運営

(単位:人)

区分	利用人員(計画)	利用人員(実績)
会議・研修	13,000	10,322
福利	46,600	40,250
宿泊	15,000	12,406
レストラン	55,000	37,369
職業情報	—	847
合計	129,600	101,194

## 4. 財務

### (1)令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表

科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	196,050	流動負債	1,088,745
現金預金	153,183	買掛金	11,187
売掛金	15,539	未払金	60,745
未収金	19,541	未払消費税等	17,675
棚卸資産	6,732	未払法人税等	81
その他	1,055	敷金	25,000
固定資産	1,572,221	賞与引当金	11,927
基本財産	38,000	借入金	952,420
その他	1,534,221	リース債務	3,552
		その他	6,158
		固定負債	378,464
		長期借入金	196,552
		退職給付引当金	180,599
		リース債務	1,312
		負債合計	1,467,210
		指定正味財産	38,000
		一般正味財産	263,061
		正味財産合計	301,061
資産合計	1,768,272	負債・純資産合計	1,768,272

正味財産増減計算書

科目	金額 (千円)
経常収益	921,885
営業収益	840,192
席室料	166,180
料理	395,143
飲み物	94,346
建物賃付料	60,526
その他	123,997
営業外収益	81,692
基本財産運用益	15
雑収益	19,691
補助金等	61,986
経常費用	1,019,907
事業費	929,816
人件費	351,926
その他	577,890
管理費	90,090
人件費	63,105
その他	26,985
当期経常増減額	-98,021
経常外収益	0
経常外費用	1,376
法人税等	81
当期一般正味財産増減額	-99,479

令和5年度における富山県からの収入 (単位:千円)

1.補助金	31,431	
2.指定管理料	0	
3.委託料（2除く）	0	
4.その他	457,000	貸付金*1
計	488,431	

\*1：県から財団への貸付金残高は令和5年度末で457,000千円となっている。

## (2) 経営指標

### 安全性指標

流動比率	18.0%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	17.0%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	65.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

### 収益性・効率性指標

経常収支比率	90.4%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	-5.5%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	100.9%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	9.8%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	45.0%	人件費比率 = 人件費/経常収益

### 財源構成指標

営業収益率	91.1%	営業収益率 = 営業収益/経常収益
補助金収益率	6.7%	補助金収益率 = 補助金等収益/経常収益

## 第2項 経営状況について

指摘・意見は特にない。なお、経営状況について、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類移行となったことで、両施設の売上は回復傾向となった。能登半島地震により呉羽ハイツが被災し休館したことにより以降は休業を余儀なくされたものの、経常収益は921百万円と前期比136百万円増加するとともに、事業費も利用度が増えたことにより1,019百万円と前期比81百万円増加し、正味財産増減額は△98百万円と前期比54百万円の赤字減少となっている。

この点、当法人としても赤字解消に向けた対応が引き続き喫緊の課題であるとの認識がなされている。

## 第3項 管理体制について

### 1. 管理体制

#### (1) 内部管理

両施設単位で実施されている。施設単位でそれが自身の管理を行っており、経営全体を統括する部署は存在しない。法人としても内部管理体制の問題点として以下の事項を認識している。

- ① 財団全体の経営を統括する部署がなく、両施設の連携が弱い
- ② 時間外増加など慢性的な人員不足による従業員の勤務環境の悪化

#### (2) リスク認識

認識している経営上のリスクとその対応策は以下のとおりである。

## ①リスク

- ア. コロナ禍や地震被害による累積赤字の拡大や、これに伴う借入金の累積
- イ. 「新しい生活様式」の定着による県民の行動様式の変化
- ウ. 施設の老朽化に伴う修繕費の増
- エ. 営業に必要な人材の確保が困難になってきていること

## ②対応策(上記①のイおよびエに対するもの)

- ア. レストランのランチ営業に定休日を設け、人員を効率的に配置(とやま自遊館)
- イ. 閑散期の宿泊予約のない日を休館日に設定(呉羽ハイツ)

## 2. 法人全体の合理化について(指摘)

当法人には呉羽ハイツととやま自遊館の2施設の運営が存在し、業務各施設がそれぞれの業務フローに従って実施されている。法人内で統一した運用を実施している業務がある一方で、人事管理などについては各施設固有の業務もみられたところである。また、経理業務についても各施設で各自体制を整備して実施されている。

これは呉羽ハイツが当法人の設立当初から運営を行っていた施設であるのに対し、とやま自遊館は雇用促進事業団から運営を引き継いだ施設であるため、施設の個々の実情に合わせた業務が存在するものと推測される。

法人全体の合理化を図るという視点から、すでに購買業務においては共通仕入を図るなど業務の共通化もみられるが、人事管理や経理業務などについても制度の統一や業務の一本化により適切な人員配置や業務の効率性の向上を図る余地があるといえ、こうした点についても検討を進めるべきである。

## 3. 検収調書の作成について(指摘)

会計規程第65条にて工事契約等の履行時には検査調書を作成することとなっているが、工事請負業者の作業完了報告に検収確認の記録があるものの検査調書は作成されていない。規程にしたがった手続きが必要である。

## 4. 業務委託費について(意見)

支配人は所属する別の組織(協同組合)から派遣されており、当財団から支配人への報酬は支払われておらず、報酬相当は協同組合へ業務委託費として支払われている。

この業務委託費は法人内の稟議決裁に基づいて支配人による承認がなされているが、実質的には自己の所属する組織に対する支払であり、支配人にとって自己承認にあたる可能性がある。また支配人は理事の地位にあり、理事への報酬は評議員決議、若しくは理事会決議相当の承認案件であるから、本件のような業務委託費も相応の重要な承認案件ともいえ、承認方法についても検討すべき事項であると考える。

## 5. 計算書類について(意見)

計算書類については、法人全体の貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記が作成されているが、呉羽ハイツ、とやま自遊館それぞれ施設ごとの単独の計算書類も作成されている。

この点、制度としては施設単位の計算書類の作成義務は求められておらず、事務効率の観点から法人全体の計算書類のみの作成にとどめるべきではないか。施設単位の決算数値は内訳表で把握可能であり、前期数値の比較もシステムからの出力資料などで実施可能と考える。また、財産目録内訳表も法人全体のみの作成でよいと思われる。

## 第7節 公益社団法人富山県農林水産公社

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	富山市舟橋北町4-19											
設立年月日	1966年5月12日			所管課	農林水産部 農林水産企画課							
設立目的	富山県内において、農業経営基盤の強化促進、森林の整備活用、栽培漁業の推進その他農林水産業の振興に係る事業を実施するとともに、有峰森林文化村に関する事業を開拓し、もって農林水産業の総合的振興及び農山漁村地域の活性化並びに環境の保全に寄与すること。											
事業内容	1. 農地の中間管理に関する事業 2. 農業構造の改善及び農業の近代化に資する事業 3. とやま農業未来カレッジの運営等農業の担い手育成確保及び農業用機械の研修等に関する事業 4. 畜産施設の建設及び管理等に関する事業 5. 分収造林・分収育林及び森林の施業受託に関する事業 6. 富山県林業カレッジの運営等林業の担い手育成確保に関する事業 7. 森林ボランティア活動の支援に関する事業 8. 有峰森林文化村に関する事業 9. 富山県林道、林業普及センターの管理運営等に関する事業 10. 治山及び林道事業に係る測量、設計、積算及び施工管理等に関する事業 11. 栽培漁業の推進に関する事業 12. 漁業経営の安定に関する事業 13. 漁業者の経営指導及び技術指導に関する事業 14. 漁業担い手の育成確保に関する事業 15. 富山湾の漁場環境保全に関する事業 16. 農林水産に関する情報提供及び販路拡大に関する事業 17. 農林漁業に係る無料の職業紹介に関する事業 18. 富山県森林水産会館の管理運営等に関する事業											
役職員数（人） (令和6年7月1日現在)	区分	理事・監事				職員数						
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数			
	人数	3	3	14	20	9	26	30	65			
出資状況 (出捐状況)	出資額 (基本財産の総額)			基本財産に対する 本県の出資額			基本財産に占める 本県の出資割合					
	329,520 千円			266,720 千円			80.9 %					
	出資額 (運用財産の総額)			運用財産に対する 本県の出資額			運用財産に占める 本県の出資割合					
	2,729,946 千円			1,829,151 千円			67.0 %					

#### 2. 組織

##### (1)組織体制

理事会(理事 18 名、監事 2 名)

職員(65 名)

経営管理部企画管理課

農地中間管理部農地管理課

農業部農業担い手育成課

スマート農業普及センター  
 農業部付き(富山県へ出向)  
 とやま農業未来カレッジ  
 森林部事業課  
 森林部事業課支所  
 森林部林業担い手センター  
 森林部富山県林業カレッジ  
 森林部とやまの森づくりサポートセンター  
 水産部水産振興・担い手課  
 滑川栽培漁業センター  
 氷見栽培漁業センター  
 有峰森林部事務局

(2) 本県との人的つながり

理事・監事に占める県職員の人数	3
理事・監事に占める県職員 OB の人数 (注1)	3
職員に占める県からの派遣の人数	9
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	26

(注1) 県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2) 県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

3. 事業(令和5年度事業報告等より)

(1) 農業事業

区分	金額 (千円)	数量等
農地中間管理事業		
農地中間管理推進事業	747,952	転貸新規 1,591ha、借受農地 11,862ha
特例事業	6,370	買入 3.1ha、売渡 4.6ha
旧農地保有合理化農地管理事業	673	農地貸借事業 11.8ha
農業担い手育成確保事業		
青年農業者等育成事業	16,635	就農相談活動の実施等
就農コーディネーター活動支援事業	3,000	就農コーディネーターの配置等
青年農業者育成基金事業	4,629	組織等支援事業 10 組織、活動支援事業 36 件等
新規就農総合支援事業	17,000	就農準備資金等の交付 11 名

区分	金額 (千円)	数量等
農業機械・スマート農業研修事業	7,562	農業機械研修受講者総数 503 名、スマート農業研修受講者総数 877 名
畜産担い手ナビゲート事業	300	高校生を対象とした酪農施設見学、畜産指導者等との交流・意見交換
とやま農業未来カレッジ事業	30,295	通年研修、農業経営塾(短期研修)、公開講座、ICT 園芸講座、就農相談・進路指導等

(2) 森林事業

区分	金額 (千円)	数量等
分収造林事業		
分収造林事業	80,702	間伐 79.9ha、作業路開設 12.5 km、作業路等補修 171.9 km、更新伐モデル実施個所調査
森林吸収クレジット創出事業	1,888	J- クレジット登録・認証データ整備
分収林整備高度化	522	各事業地における伐採計画資料の作成等
経営改善推進	20,270	分収比率の契約変更の推進等
林業担い手確保育成事業		
林業担い手確保育成事業	55,409	富山県林業カレッジ運営推進:各種研修受講者 67 名 林業普及センター指定管理等 林業担い手センター活動推進:体験林業 3 名、就業相談 55 名、高校生等の体験林業 7 回
林業人づくり基金事業	9,957	福利厚生整備事業、ボランティア活動奨励助成等
とやまの森づくりサポートセンター運営推進受託事業	25,916	登録ボランティア団体活動支援等 森づくり塾 29 回開催等
森林整備受託事業	36,222	県営林の保育 16.19ha、作業道管理 78.17 km 等
有峰森林事業	233,004	有峰ハウス・有峰森林文化公園の管理 有峰林道の維持管理 93.16 km 等

(3) 水産事業

区分	金額 (千円)	数量等
栽培漁業推進事業		
滑川栽培漁業センター事業	28,053	種苗の生産・放流用等:ヒラメ 24 万尾等
栽培漁業推進振興事業	62,700	種苗の生産・放流用等:クロダイ 12.4 万尾、クルマエビ 54.6 万尾等
漁業経営指導等事業	8,925	栽培漁業・資源管理・漁業経営・漁場環境等の現地巡回指導等
漁具被災対策事業	2,231	潮流計維持管理費助成等
沿岸漁業振興事業	4,328	沿岸漁業の振興を図るための各種助成事業の実施
漁業サービス事業	6,272	漁協等の経営強化支援 水揚情報の収集・提供等事業の実施 漁業就業者確保育成事業 (就業相談、求職求人情報の収集提供)
富山湾漁場環境保全事業	1,541	漁業団体等が実施する漁場環境保全活動等への支援

(4) 会館管理運営事業

区分	金額 (千円)	数量等
富山県森林水産会館管理運営事業	89,070	敷地、建物および設備の保守点検事業等 会議室等供用施設の入居団体等への提供事業等

## 4. 財務

### (1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表		正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	458,407	流動負債	715,570
現金預金	399,445	未払金	102,745
未収金	50,990	借入金	565,205
その他	7,972	リース債務	487
固定資産	46,756,594	賞与引当金	14,278
基本財産	344,623	その他	32,855
特定資産	3,373,040	固定負債	42,583,365
その他	43,038,930	長期借入金	39,317,792
分収造林	41,912,221	未払利息	3,123,626
その他	1,126,709	退職給付引当金	106,709
		その他	35,238
		負債合計	43,298,936
		指定正味財産	3,540,302
		一般正味財産	375,763
		正味財産合計	3,916,066
資産合計	47,215,002	負債・純資産合計	47,215,002

令和5年度における富山県からの収入（単位：千円）		
1.補助金	368,614	
2.指定管理料	55,334	
3.委託料（2除く）	400,857	
4.その他	377,658	貸付金*1
計	1,202,463	

科目	金額 (千円)
経常収益	1,897,012
基本財産運用益	946
特定資産運用益	23,968
事業収益	1,391,549
受取補助金等	357,203
受取負担金	16,128
受取寄付金	20,000
雑収益	12,640
受取補助金等振替	74,575
経常費用	2,099,679
事業費	2,066,259
人件費	251,177
その他	1,815,082
管理費	33,419
人件費	26,108
その他	7,311
分収造林勘定振替	193,059
当期経常増減額	-9,607
経常外収益	0
経常外費用	0
当期一般正味財産増減額	-9,607

\*1：県から財團への貸付金残高は令和5年度末で22,018,841千円となっている。

### (2) 経営指標

#### 安全性指標

流動比率	64.1%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	8.3%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	84.5%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

#### 収益性・効率性指標

経常収支比率	90.3%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	0.0%	総資本経常利益率 = 総資本経常増減額/資産合計
事業費比率	108.9%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	1.8%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	14.6%	人件費比率 = 人件費/経常収益

#### 財源構成指標

事業収益率	73.4%	運用収益率 = (基本財産運用益 + 特定資産運用益) / 経常収益
補助金収益率	22.8%	補助金収益率 = (受取補助金等+受取補助金等振替) / 経常収益

## 第2項 経営状況について

### 1. 分収林事業について

#### (1) 概要

##### ①分収造林事業開始の背景

戦後、乱伐された森林の復興を図るため、各地で荒廃地の造林が始まり、昭和 33 年には分収林特別措置法が制定され、資金力のない土地所有者に代わって公社が費用を負担し、造林を実施する事業が始まった。昭和 40 年代は、高度成長期の住宅建設資材やパルプの需要拡大に応えるため、国策として広葉樹を伐採しスギを植栽する拡大造林が推進された。

分収造林事業の仕組みとしては、公社が造林者と費用負担者となり、土地所有者との間に植栽、保育、間伐、伐採まで一定期間の契約を締結し、地上権を設定のうえ造林を行い、伐採時に収益を一定の割合で分収するものである。しかし、伐採できる年齢まで伐採による収入が得られないため、造林補助金のほか、大半は日本政策金融公庫と県からの借入金で対応し、借入金の償還には公社の分収収益金が充てられている。

(出典:富山県美しい森林事業推進協議会 HP を参考に記載)

##### ②当法人の現状について

山村における過疎化の進行を背景に、国策として開始された分収造林事業を昭和 41 年度に開始し、県内民有人工林面積の 15%となる約 7,500ha の造林を行い、森林資源の充実と雇用の創出などに大きな役割を果たしてきた。この公社営林を適正に管理し、搬出間伐等で木材生産を行うことにより、森林の公益的機能の発揮をはじめ、地域林業の振興や林業事業体の経営基盤の安定と強化に貢献してきた。

一方、収入がないなかで、植林や保育などにかかる経費については、補助金のほか、日本政策金融公庫等の資金を活用せざるを得なかったこと、この期間において人件費などの物価上昇もあり、借入金残高が令和 5 年度末で約 399 億円となり、加えて今後も木材価格の大幅な上昇が見込めないことから、経営の見通しは厳しい状況にある。

このため平成 19 年に策定した公社営林経営改善策実施計画(平成 30 年に進捗状況等確認し計画の見直しを実施)により、分収比率の見直しや契約期間の延長に係る契約変更に積極的に取り組み、令和 5 年度末現在、全契約件数の 95%となる 944 件の契約を変更したほか、組織等の見直しにより経費削減を図るなど、一定の進捗が図られている。

また借入金の増加を抑えるため、県の無利子融資による貸付や、過去の高い利率の資金の繰上償還など金利負担の軽減を図り債務の圧縮に努めるほか、間伐材の排出による販売収入の確保に努めている。

(出典:富山県森林・林業振興計画(目標年次:令和 13 年度)を参考に記載)

### ③分取造林(森林資産)の会計処理の状況

当法人は分取造林(森林資産)の会計処理を行う際に、林業公社会計基準(平成23年3月制定)を参考にしている。林業公社会計基準では森林資産に係る固有の会計処理として「森林資産の計上基準」、「森林資産の減損処理」、「森林資産情報の注記」が定められている。以下規程内容である。

#### (森林資産の計上基準)

第26条 森林資産は、固定資産に属するものとする。その貸借対照表価額は、毎期の森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得価額とし、その取得価額を基礎に計上しなければならない。

2 森林資産は、その森林資産の主伐が決定したとき、販売用森林資産として流動資産に属するものとする。販売用森林資産は、期末における時価が取得原価よりも下落している場合には、時価をもって貸借対照表としなければならない。この場合において、取得原価と時価との差額は登記の経常外費用として処理する。

#### (森林資産の減損処理)

第27条 森林資産の減損とは、森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象又は森林資産の将来の経済的便益が著しく下落した事象をいう。(注24)こうした事象が生じた場合、それぞれ次に掲げる減損処理を行わなければならない。

(1) 森林資産の有する多面的な公益的機能としての「サービス提供能力」が著しく低下し将来にわたりその回復が見込めないときは、その取得原価をサービス提供能力低下の状況に応じて合理的に算定された価額まで減額する。

(2) 森林資産は、主伐が決定したとき販売用資産となることから、その主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産にあっては、その将来の経済的便益が著しく下落したときは、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、その取得価額を正味売却価額まで減額する。

2 減損処理に伴う減損額は、当期の減損損失として、一般正味財産増減の部の経常外費用に計上する。ただし、当該減損額に重要性が乏しいと認められる場合にはこの限りでない。

3 減損処理を行った森林資産の貸借対照表における表示は、原則として、取得原価から減損損失累計額を控除する形式で表示する。

#### (注24) 森林資産(固定資産)の減損処理について

##### 1 「サービス提供能力の著しい低下」に係る減損処理

(1) サービス提供能力の著しい低下とは、森林資産の公益的機能の発揮を維持するにおいて、その資産の使用可能性を著しく低下させる事象で、その回復の見込みがない場合を

いう。例えば、次に掲げるような事象をいう。

- ①災害、火災および獸被害等により公益的機能が著しく低下し、かつその使用可能性が著しく低下した場合
- ②森林資産の継続的な使用の停止、事業廃止などによる場合
- (中略)

## 2「将来の経済的便益の著しく下落」に係る減損処理

- (1) 森林資産は、主伐により木材販売収入が得られるという経済的便益がある。森林資産は、主伐までの期間が超長期であることから、主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産を対象として将来の経済的便益を検証するものとする。この場合、将来の立木販売収入を基礎とした正味売却価額が著しく下落している場合には、減損を認識するものとする。
- (2) 「主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産」とは、公社が森林法に基づき定めた森林施業計画などにおいて主伐時期が明確になった時点を減損の認識を行うに適切な時期と捉え、森林施業計画などにおいて主伐計画が位置づけられた森林資産をその対象とする。(以下略)

### (森林資産情報の注記)

第 28 条 森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、その投資額の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。したがって、森林資産に関して現時点における回収能力見込額等の情報を事業運営の重要な情報として注記するものとする。なお、注記事項には、森林資産の有する公益的機能である「サービス提供能力」の評価を利害関係者への有用な情報として記載するものとする。

- (1) 森林資産の貸借対照表計上額と回収能力見込額
- (2) 森林資産とその公益的機能評価額
- (3) 経営改善策等の情報

### (注 25) 森林資産情報の注記について

- 1 回収能力見込額の算定は、標準伐期末満の資産にあっては、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ生育途中の森林であり木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であることからこれを除外し、標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとする。その算定は、現在の丸太市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費および分取交付金を控除した額を、現在価値に割り引いた額とする。なお、現在価値を算定する際に用いられる割戻率は、当該公社の現実の資金調達を反映した資金調達コストを基礎に算定する。
- 2 森林資産の公益的機能評価の注記については、当面の間、日本学術会議答申の評価方法を参考に算出した「公益的機能評価額」を開示するものとする。
- 3 経営改善策等の情報は、回収能力見込額が帳簿価額を下回る場合には、その対策等に

について注記する必要がある。

令和 5 年度貸借対照表に計上されている分収造林 41,912 百万円は森林資産の計上基準(第 26 条)に基づき、毎期の森林整備に要した費用からその森林整備に係る収入を差し引いた価額の累積をもって取得価額とされており、年々発生している植栽・保育費・付帯施設費・事業借入金支払利息・その他事業費等が累積して算定された金額である。

また分収造林の仕組みとして、伐採できる年齢まで伐採による収入が得られず、分収造林の取得に要する費用を借入金で対応しているため、借入金も年々増加している状況にある。以下分収造林および借入金残高の推移である。

(単位:百万円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
分収造林	41,341	41,540	41,719	41,912
借入金	39,249	39,402	39,690	39,882

## (2) 問題点および改善提案

### ① 分収造林の減損処理の検討について(意見)

当法人は分収造林事業を 1966 年(昭和 41 年)に開始したことから、現状保育作業の間伐等を実施している 60 年生以下の林分がほとんどで、主伐(80 年生で計画)が決定した分収造林(森林資産)がなく減損処理を行っていない。

一方、林業公社会計基準第 27 条では主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産を対象として将来の経済的便益を検証する他に「森林資産に期待されるサービス提供能力が著しく低下した事象」が生じているか検討することも求められている。林業公社会計基準注解 24 ではサービス提供能力の著しい低下の例として、「災害、火災および獸被害等により公益的機能が著しく低下し、かつその使用可能性が著しく低下した場合」や「森林資産の継続的な使用の停止や事業廃止などによる場合」をあげている。減損処理の要否にあたっては林業公社会計基準を参考に当該事象の有無も検討する必要がある。

### ② 分収造林の回収可能見込額等の注記について(意見)

林業公社会計基準第 28 条で森林資産情報の注記が求められているが注記されていない。当法人では分収林が生育途中で主伐を実施しておらず試算が困難なことから注記をしてこなかった。

分収造林事業は、分収林契約により最終的には主伐による立木販売収入によって投資額が回収されるものであるが、主伐までの期間が超長期であり、木材価格等の変動が投資額の回収可能性に大きな影響を与えるため、現時点での回収能力見込額等を把握し注記することは必要と考える。

なお、回収能力見込額(回収可能性)の算定については林業公社会計基準注 25 が参考に

なる。また注記方法については、公益社団法人島根県林業公社、一般社団法人高知県森林整備公社などで決算報告書がホームページで公表されており参考になる。

### ③会計規程における重要な会計方針の記載について(意見)

現状、財務諸表に対する注記で、森林資産の評価基準および評価方法(減損処理)が記載されているが、会計規程の重要な会計方針に森林資産の評価基準および評価方法の記載がない。

当法人によると会計規程には各事業の共通項目を記載することとし分収造林(森林資産)については森林事業にのみ当てはまるため記載していないことである。

当法人における森林資産(分収造林)は総資産に占める割合が 88.7%(令和 5 年度)と非常に高く、当法人の重要な資産である。会計規程の重要な会計方針に記載することが望まれる。

## 第 3 項 管理体制について

### 1. 固定資産の管理について

#### (1)概要

当法人の会計規程第 60 条によると「固定資産管理責任者は、常に良好な状態において固定資産を管理し、各会計年度に 1 回以上、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合には、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない」としている。

#### (2)問題点

現状、固定資産台帳と現物との照合が年 1 回実施されていることであるが、証跡が残されていない。

#### (3)改善提案

##### ①現物照合結果の記録・報告について(意見)

固定資産台帳と現物と照合を行った際は、その結果について担当者が押印するなど記録・報告する仕組みを構築し、より厳密な管理を行うことが望まれる。

## 第 4 項 その他

### 1. 貸倒引当金計上基準の注記について(指摘)

#### (1)概要

一般法人法第 119 条、第 199 条によれば、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」と規定されており、企業会計原則、企業会計基準などもその拠りどころのひとつとなる。

企業会計基準には金融商品に関する会計基準、退職給付に関する会計基準、リース取引に関する会計基準などがある。企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもので、法令によって強制されるものではな

いが、すべての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならない基準である。

企業会計原則注解 18 では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入、当期引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するもの」とし、賞与引当金、退職給与引当金、貸倒引当金などが該当するとしている。

貸倒引当金計上にあたっては貸倒見積額を算定する必要がある。金融商品に関する会計基準によれば、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、それぞれの区分に応じて貸倒見積額を算定するとしている。

なお、当法人の会計規程第 81 条によると貸倒引当金については「法人税法に定める限度額のほか、債権の回収可能性を検討して計上する」としている。

## (2) 問題点

### ① 貸倒引当金の計上

当法人では会計規程第 81 条において「貸倒引当金については、法人税法に定める限度額のほか、債権の回収可能性を検討して計上する」としているが、令和 5 年度貸借対照表に貸倒引当金が計上されていない。

令和 5 年度末では、未収入金 50,990 千円、1 年以内回収予定長期貸付金 328 千円、長期貸付金 1,292 千円が残高として残っており、規程に準拠するなら貸倒引当金を計上する必要がある。計上されていない理由として、貸倒引当金の算定方法について具体的なルールがないことが要因と考えられる。

### ② 注記

財務諸表に対する注記に貸倒引当金の計上基準の記載がない。

## (3) 改善提案

貸倒引当金の算定方法について「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」などを参考に当法人としての具体的なルールを定めることが必要と考える。例えば債務者の財政状態および経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に分類し、それぞれの区分に応じて貸倒見積額を算定するのも一法である。

また、財務諸表に対する注記事項として貸倒引当金の計上基準を記載の要否も検討する必要がある。

## 第8節 公益財団法人花と緑の銀行

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	富山市婦中町上轡田42（富山県中央植物園内）											
設立年月日	1974年5月9日			所管課	農林水産部 森林政策課							
設立目的	「県民が花や木を育てる楽しさを知り、それが生活の中に定着することを期待し、広く県民参加と協力を得て、花と緑の豊かな、快適で健全な社会の創造に寄与する。」こと											
事業内容	1. 花と緑の銀行事業 (1) 花と緑の表彰、振興のための支援など、総務企画業務 (2) 研修、コンクール、フェアの開催など、花と緑の普及啓発業務 (3) 花壇整備、花と緑の情報提供など、緑化事業の推進業務 2. 施設の維持管理 (1) 富山県中央植物園の管理運営（富山県指定管理者） (2) 県民公園「頼成の森」の管理運営（富山県指定管理者）											
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分	評議員・理事・監事				職員数						
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数			
	人数	5	1	11	17	2	5	18	25			
出資状況 (出捐状況)	出資額 (基本財産の総額)			基本財産に対する 本県の出資額			基本財産に占める 本県の出資割合					
	6,000 千円			4,000 千円			66.7 %					
	出資額 (運用基金の総額)			運用基金に対する 本県の出資額			運用基金に占める 本県の出資割合					
	20,000 千円			20,000 千円			100.0 %					

#### 2. 組織

##### (1)組織体制

評議員会(6名)

理事会(理事9名、監事2名)

職員(25名)

事務局

企画管理部

緑化推進部

普及研修部

中央植物園部

県民公園頼成の森部

##### (2)本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	0

理事・監事に占める県職員の人数	3
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	1
職員に占める県からの派遣の人数	2
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	5

(注1) 県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2) 県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

### 3. 事業(令和5年度事業報告等より)

#### (1) 花と緑をはぐくむ事業

①緑化木配布事業	9 市町
②地域の花づくり推進事業	479 箇所
③チューリップの学級づくり	780 学級
④市町村支店、地方銀行活動の推進	15 支店
⑤おもてなしフラワー事業	2 箇所
⑥花で飾るフォトスポット in 富山湾岸サイクリングコース事業	9 箇所

#### (2) 花と緑にふれあう事業

①花と緑の各種コンクールの実施	7 部門
②花とみどり・ふれあいフェアの開催	2月17日～2月18日
③置県140年記念・財団設立50周年記念花と緑の大会の開催	10月24日
④花のまちづくり新拠点創出支援事業	10 箇所

#### (3) 花と緑をすすめる事業

①頭取・グリーンキーパーステップアップ研修	20回(30名が修了)
②支店活動推進会議および現地課題研修の支援	10支店

#### (4) 施設の管理

富山県中央植物園、県民公園頬成の森の管理運営施設の管理運営(指定管理事業)

## 4. 財務

### (1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表		正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	95,200	流動負債	90,276
現金預金	63,844	未払金	77,885
未収金	31,356	預り金	1,615
固定資産	138,381	賞与引当金	10,774
基本財産	6,000	固定負債	111,103
特定資産	131,923	退職給付引当金	111,103
その他	457	負債合計	201,379
		指定正味財産	26,820
		寄付金	579
		出捐金	26,000
		国庫補助金	241
		一般正味財産	5,382
		正味財産合計	32,203
資産合計	233,582	負債・純資産合計	233,582

令和5年度における富山県からの収入（単位：千円）	
1.補助金	103,946
2.指定管理料	383,696
3.委託料（2除く）	8,267
4.その他	0
計	495,909

科目	金額 (千円)
経常収益	516,499
基本財産運用益	0
特定資産運用益	101
補助金等	105,488
事業収益	392,762
受託事業収益	392,762
その他	0
寄付金	150
利用料	13,942
雑収益	3,758
県刊行物販売料	15
固定資産受贈益	279
経常費用	515,373
事業費	500,602
人件費	163,617
その他	336,985
管理費	14,770
人件費	10,583
その他	4,187
当期経常増減額	1,125
経常外収益	12
経常外費用	10
当期一般正味財産増減額	1,128

### (2) 経営指標

#### 安全性指標

流動比率	105.5%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	13.8%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

#### 収益性・効率性指標

経常収支比率	100.2%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	0.5%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	96.9%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	2.9%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	33.7%	人件費比率 = 人件費/経常収益

#### 財源構成指標

受託事業収益率	76.0%	受託事業収益率 = 受託事業収益/経常収益
補助金収益率	20.4%	補助金収益率 = 補助金収益/経常収益
利用料収益率	2.7%	利用料収益率 = 利用料/経常収益

## 第2項 経営状況について

### 1. 指定管理契約の形態について(意見)

#### (1)概要および問題点

当財団は富山県中央植物園の指定管理者として施設の管理を実施している。指定管理契約の期間については、新規参入機会の確保や長期間とした場合に業務の見直し機会を減少させるデメリットなどの点から、令和4年1月以降の選考案件から、原則5年から原則3年に改正されている。

しかし、富山県中央植物園の指定管理業務には、植物の「生育・展示」のほか、「調査・研究」も含まれている。植物という生き物を取扱う以上、短期的な生育の成否については振れが生じやすい。また、調査・研究を行う事業は、大学院等で専門知識を身に付けた職員が中心的に業務を担っており、後継者の育成を含めて中長期的な視野が必要である。

指定管理の契約期間について、原則3年という考え方には問題があるわけではないが、「調査・研究」といった業務については、その内容からして一定の期間を要するものである。また、期間を短期とすることにより、職員の地位が不安定なものになっている。

#### (2)改善提案

上記を解消するため、調査・研究業務について現在の指定管理業務と分離して行う(県が直接行うことも検討)か、または県と財団との契約を特命随意契約とするなど職員が中長期的に安定した形で業務を行える状況が必要と考える。

## 第3項 管理体制について

### 1. ウッドデッキの修繕について(指摘)

#### (1)概要

富山県中央植物園には、植物園の入園口から少し歩いて展示温室に入ると、正面に北池に面したウッドデッキがあり、北池越しに園内の景色を見渡せる絶好の鑑賞スポットのひとつになっている。

しかし、このウッドデッキは一部が水上に設置されているため腐食が激しい状態にある。財団は長年、指定管理料の一部を財源としてウッドデッキの小規模修繕を続けてきたが、小規模修繕だけでは腐食の改善がままならず、利用に際して危険な状況にあることから、現在はやむなく立ち入り禁止としている。

#### (2)問題点および改善提案

ウッドデッキを立ち入り禁止にしているため入場者の安全性は確保されているものの、園内の導線を塞いでしまっており、利用者にとっての利便性が損なわれている。また、富山県中央植物園の中核的な施設が利用できず、施設全体の価値を毀損していると感じる利用者もいるものと思われる。

花と緑が満ちた地域社会作りを担う財団の活動は、個人や社会が良い状態に向かうウェルビーベイングの考え方と整合的である。県は植物園の施設所有者として財団と協議のうえで、必要な修繕を行う必要があると考える。

## 第9節 公益財団法人富山県民福祉公園

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	射水市黒川字高山4774番6											
設立年月日	1972年8月8日			所管課	土木部 都市計画課							
設立目的	公園等の運営を通じて余暇活動の普及啓発、自然保護の普及啓発及び児童の健全育成等の事業を行い、もって県民の県等と福祉の増進に資すること。											
事業内容	1. 県立公園等の管理運営業務（富山県の指定管理者） 太閤山ランド、こどもみらい館、総合運動公園、常願寺川公園、五福公園など 2. 保有施設等の管理運営 サイクリングセンター、サイクリングセンターロード 3. 各種受託事業 野生鳥獣対策業務、自然博物園「いこいの村富山移管施設」維持管理整備、富山県ニホンザル管理計画におけるモニタリング調査業務など 4. トレーンの運行管理 富山県の備品であるトレーンの運行管理（太閤山ランドにて） 5. 各種利用促進業務 (1) 広報活動 (2) 遊具及び用具の貸出 (3) 参加行事等の開催 ・工作活動の実施（こどもみらい館）など ・テニス体験教室の開催（常願寺川公園）など ・その他											
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分	評議員・理事・監事				職員数						
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数			
	人数	4	5	8	17	0	5	33	38			
出資状況 (出捐状況)	総出資額 (基本財産の総額)			本県の出資額			総出資額に占める 本県の出資割合					
	5,000 千円			3,000 千円			60.0 %					

#### 2. 組織

##### (1)組織体制

評議員(6名)

理事会(理事9名、監事2名)

職員(38名)

事務局

総務企画課

公園管理課

こどもみらい館

総合運動公園

常願寺川公園

五福公園

富岩運河環水公園

新港の森

自然博物園センター

(2) 本県との人的つながり

理事・監事に占める県職員の人数	2
理事・監事に占める県職員 OB の人数 (注1)	5
評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数 (注1)	0
職員に占める県からの派遣の人数	0
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	5

(注1) 県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、理事・監事、評議員に就任している場合はカウントしていない

(注2) 県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

3. 事業(令和5年度事業報告等より)

(1) 富山県から指定管理者の指定を受けて実施した業務

- ①県民公園(太閤山ランド、新港の森、自然博物園および野鳥の園)、県立都市公園(総合運動公園、富岩運河環水公園、常願寺川公園および五福公園)の管理運営
- ②富山県こどもみらい館の管理運営

(2) 指定管理を除く富山県からの受託事業

- ①自然博物園「いこいの村富山移管施設」維持管理整備事業
- ②野生鳥獣対策業務
- ③指定管理鳥獣捕獲等業務
- ④富山県ニホンザル管理計画におけるモニタリング調査業務
- ⑤ニホンザル総合対策推進事業
- ⑥鳥獣保護区鳥類生息状況調査業務
- ⑦放課後児童支援員等資質向上研修会開催事業
- ⑧放課後児童支援員認定資格研修会開催事業
- ⑨放課後児童クラブ時間延長支援職員マッチング推進研修事業

(3) 自主事業

- ①県民公園、県立都市公園等におけるイベントの実施その他の利用促進のための活動
- ②太閤山ランドにおける園内乗り物の運行および各種遊具の貸出し

(4) 収益事業

- ①自動販売機や売店の設置等による来園者への利便の提供

4. 財務

(1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表		正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	379,161	流動負債	284,818
現金預金	217,863	未払金	273,657
未収金	160,984	預り金	1,077
立替金	313	賞与引当金	10,083
固定資産	907,916	固定負債	68,641
基本財産	5,000	退職給付引当金	68,641
特定資産	806,324	負債合計	353,460
その他	96,592	指定正味財産	635,156
		一般正味財産	298,461
		正味財産合計	933,618
資産合計	1,287,078	負債・純資産合計	1,287,078

令和5年度における富山県からの収入（単位：千円）	
1.補助金・負担金	0
2.指定管理料	1,043,786
3.委託料（2除く）	47,601
4.その他	0
計	1,091,387

科目	金額 (千円)
経常収益	1,289,994
基本財産運用益	0
特定資産運用益	38
事業収益	1,241,041
受託事業等	47,601
受取補助金等	390
地方公共団体	200
民間助成金	100
雑収益	595
受取利息	328
雑収益	595
経常費用	1,269,261
事業費	1,244,340
人件費	271,347
その他	972,993
管理費	24,920
人件費	14,228
その他	10,692
当期経常増減額	20,733
経常外収益	0
経常外費用	0
法人税等	1,063
当期一般正味財産増減額	19,669

## (2) 経営指標

### 安全性指標

流動比率	133.1%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	72.5%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

### 収益性・効率性指標

経常収支比率	101.6%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	1.6%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	96.5%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	1.9%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	22.1%	人件費比率 = 人件費/経常収益

### 財源構成指標

事業収益率	96.2%	事業収益率 = 事業収益/経常収益
受託事業収益率	3.7%	受託事業収益率 = 受託事業収益/経常収益

## 第2項 経営状況について

### 1. 理事の構成について(意見)

#### (1) 概要

当財団の理事は、9名の内6名が県の現職またはOBで構成されている。また代表理事である理事長、業務執行理事である専務理事、常務理事はいずれも県OBである。

#### (2) 問題点

代表理事および業務執行理事がいずれも県OBであることについて、所管課によれば、プロパー職員では当該役職に置き換えることができる人材を確保できないため、財団の円滑な運営のため当面は県OB等の配置が必要とのことである。

しかし、当財団が県の外郭団体として設立されてから、50年以上が経過していることからすると、プロパー人材の育成や外部人材の活用が進んでいないのではないかと思われる。

#### (3) 改善提案

以下の観点から、理事(特に業務執行理事)の構成が現状のままでよいのか、広く候補者を募る、プロパー人材を育成していくなどの点について検討いただきたい。

##### ① 民間活力の活用

人口が減少していく時代を迎え、財団の「公園等の運営を通じて余暇活動の普及啓発等」という目的の達成に向けては、柔軟で新しい発想が期待されることから、専門性や費用対効果の観点で民間事業者の活力を活用することが有効ではないか。

この点、財団は県の指定管理者として県の施設の管理運営を担当しているわけであるが、指定管理者制度の目的としても、「民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化す

る住民に効果的・効率的に対応していくこと」が総務省より示されているところである(下記【参考1】参照)。

## ②ガバナンスの観点

法人のガバナンスを考えた場合、広く候補者の能力や経験・専門知識、理事会にコミットできる時間や意欲、年齢・地域・性別等のバランス様々な観点からの様々な意見を取り入れていくことが重要ではないか(以下【参考2】参照)。

### 【参考1】

指定管理者制度について(2024年4月26日 総務省自治行政局行政経営支援室 資料)

- ・指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民に効果的・効率的に対応していくことを目的としている。
- ・目的:公の施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放し、出資法人とイコールファッティングで参入することができるようとする。  
具体的には、
  - (1)民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
  - (2)施設管理における費用対効果の向上
  - (3)管理主体の選定手続きの透明化

### 【参考2】

公益法人ガバナンス・コード(2019年9月27日 (公財)公益法人協会)

原則5 理事会の有効な運営

〈推奨される運営実務〉

#### 1. 理事の選任・解任、代表理事・執行理事の選定・解職

- (1) 理事の選任にあたっては、法令の基準を遵守することは当然のこととして、一定の基準が設けられるべきであり、近親者や同一団体からのみではなく、広く候補者の能力や経験・専門知識、理事会にコミットできる時間や意欲、年齢・地域・性別等のバランスならびに理事の総数等が考慮されるべきである。
  - (例1) 理事の長期固定化による独断的ないしはマンネリ化した運営を避けるため、最高年齢の制限や就任期間等の制限を内容とする、定年制の採用が考えられる。
  - (例2) 理事会の多様性を図るため、年齢・地域・性別等のバランスについて、一定の比率ないしは実数の目標を定めることが考えられる。
- (2) 理事の選任方法については、理事会が社員総会／評議員会に議案として提出する候補者名簿の作成にあたっては、日ごろから理事全員が役員等のリクルートに留意するとともに、外部委員を含んだ選考委員会(あるいは指名委員会)等を法人内に設けて選出することも、

広く候補者を選出するために有効と考えられる。法人の公益目的事業等の性格や規模等によっては、候補者を公募することも考えられるが、その要件の設定や候補者の審査については、十分留意することが必要である。

## 2. 理事の理事会等への出席について(指摘)

### (1)概要

令和5年度に理事会は3回開催されている(1回は書面による開催、あと2回は対面による開催)ところ、非常勤理事の2名が対面で開催した2回の理事会について、いずれも欠席となっている。

また、理事会とは別に開催されている所館長会議(年に3回開催されるもの)においても、一部の常勤理事の出席がみられないケースがあった。

### (2)問題点

公益法人の理事は、法人に対して善管注意義務を負い(一般法人法第64条、第172条第1項、民法第644条)、また、法人のために忠実に職務を行うとした忠実義務(一般法人法第83条、第197条)を負っていることから、理事には理事会への出席義務があるといえる。

この点、一部の理事が対面で開催された令和5年度の理事会に一度も出席できていないことは課題として指摘されるものである。

### (3)改善提案

まず、選任された理事は、理事が負っている義務や果たすべき責任を自覚し、理事会に出席していただきたい。そのことにより理事会がより良いものになるといえる。理事の選任機関である評議員会には、こうした点を理事の選任に当たり留意していただきたい。

また、法人の事務局側においても理事会の日程調整やweb会議の活用など、非常勤の理事であっても理事会に出席しやすい環境の整備を進めていただきたい。

なお、理事会のような出席義務は無いものの、月例会や所館長会議といった主要な会議にも、担当する役職員は可能な限り参加し、生の声を聞き、そして、積極的に自らの意見を述べていただきたい。

## 第3項 管理体制について

### 1. 副理事長の選定について(指摘)

#### (1)概要、問題点および改善提案

当財団の定款には「理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする(第21条2)。」との定めがあるが副理事長が選定されていない。定款は財団の業務運営の基本ルールであり、運営に携わる理事等には遵守することが求められるものであるが、財団では、定款どおりに副理事長が選任されていないことを把握しながら、放置されている。この

点、早期に副理事長を選定する、あるいは、または定款を変更し、定款と実態との整合を図る必要があるとともに、財団として定款を遵守するということを今一度、徹底していただきたい。

## 2. 中長期の経営計画の策定について(意見)

### (1)概要

当財団では、その設置目的や経営目標を達成するための中長期の経営計画は作成されていない。この点についてヒアリングすると、公園の利用者数が前年を上回るよう、来園者からのアンケート結果を事業に反映させているとの回答を得た。

### (2)問題点

中長期の経営計画は団体の進むべき方向性を明確にするものであり、事業運営に関する問題意識や関心を高めることにつながるものである。また、事後の適切な評価やフィードバックとそれに基づく改善に向けた活動にもつながるものである。逆に中長期の経営計画が無いと、こうしたことの実現が難しくなる。

### (3)改善提案

以上を踏まえ、中長期の経営計画の作成を検討していただきたい。

## 3. 修繕工事の分割発注について(指摘)

### (1)概要

財団が発注している修繕工事のなかには、本来は1つの工事であるところ、これを複数に分割している(分割発注)と思われるケースが散見された(以下の【資料】における NO6 や NO7 の工事などが該当する)。

まず、1つの工事を分割して発注しているのではないかという点について確認したところ、「多くの地元の事業者に発注機会を与えるため、工事単位を小さくした」との回答があり、分割発注であることが確認できた。

次に、工事を分割発注するに当たっての方針等について確認したところ、「分割発注について定めた財団の方針・規程類はありません」との回答があった。

## 【資料】

令和5年度 太閤山ランドにおける50万円以上の修繕工事

工事No.	契約名称	見積書の提出を依頼した業者	左のうち見積書を提出した業者	契約業者
1	野外劇場 控室1外壁面塗装 修繕 野外劇場 控室2外壁面塗装 修繕	A社、B社、C社 A社、B社、C社	全社 全社	B社 C社
2	園内園路 トレーン路線道路横断側溝（お花畠交差点）1 修繕 園内園路 トレーン路線道路横断側溝（お花畠交差点）2 修繕	D社、E社、F社 D社、E社、F社	全社 全社	E社 E社
3	展望塔 照明修繕（その1） 展望塔 照明修繕（その2） 展望塔 照明修繕（その3） 展望塔 照明修繕（その4） 展望塔 照明修繕（その5） 展望塔 照明修繕（その6） 展望塔 照明修繕（その7） 展望塔 照明修繕（その8） 展望塔 照明修繕（その9） 展望塔 照明修繕（その10） 展望塔 照明修繕（その11）	G社、H社、I社 J社、K社、G社 H社、J社、L社 K社、G社、I社 M社、G社、N社 L社、J社、M社 I社、M社、K社 M社、N社、H社 M社、I社、G社 I社、G社、M社 G社、J社、H社	全社 全社 全社 全社 全社 全社 全社 全社 全社 全社 全社	G社 J社 H社 K社 M社 L社 I社 M社 M社 I社 G社
4	ふるさとパレス 照明修繕（その1） ふるさとパレス 照明修繕（その2） ふるさとパレス 照明修繕（その3） ふるさとパレス 照明修繕（その4） ふるさとパレス 照明修繕（その5） ふるさとパレス 照明修繕（その6） ふるさとパレス 照明修繕（その7） ふるさとパレス 照明修繕（その8）	H社、I社、N社 K社、J社、L社 G社、K社、N社 L社、J社、H社 G社、I社、M社 G社、L社、I社 M社、K社、N社、H社 G社、J社、I社	全社 全社 全社 全社 全社 全社 全社 全社	H社 K社 N社 J社 G社 L社 M社 I社
5	園内各所 漏電遮断機 取り換え修繕（その1） 園内各所 漏電遮断機 取り換え修繕（その2）	I社、L社、G社 N社、H社、M社	全社 全社	I社 N社
6	スポーツ広場 暗渠排水改良修繕1 工事 スポーツ広場 暗渠排水改良修繕2 工事	D社、E社、O社、F社 D社、E社、O社、F社	全社 全社	D社 D社
7	園内園路 水辺の広場南側園路通行止め設置修繕1 工事 園内園路 水辺の広場南側園路通行止め設置修繕2 工事	P社、Q社、R社、S社 P社、Q社、R社、S社	全社 全社	R社 R社

### (2) 問題点

地方公共団体における入札・契約手続きの運用においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について(令和6年4月19日 総務省自治行政局長)」に記載されているとおり、「令和6年度中小企業者に関する国との契約の基本方針について(令和6年4月19日 関議決定 以下「基本方針」)」を踏まえた対応が求められるとされている。

基本方針では、総合評価落札方式の適切な活用、分離・分割発注の推進、発注時期や施工時期の平準化、適正な納期・工期、納入条件等の設定、同一資格等級区分内の者による競争の確保等により、中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とするよう工夫することとされており、分割発注が推進されている。

他方で、分割発注については、一般論として契約手続に時間を要する競争入札を回避し、契約を分割することで、意図的に手間のかからない少額随意契約で済ませてしまうといった不正や、競争入札を実施しないことにより調達コストが高止まりしてしまうといったことが懸念されるところである。基本方針においても分割発注に際しては、「調達を費用対効果において優れたものにす

ること等を十分検討(公正性についての検討を含む)しつつ…」とされているところである。

この点、当該分割発注の実施において、費用対効果や公正性についての検討がなされておらず問題とする。

### (3)改善提案

分割発注については、「基本方針」にも記載されているとおり、国等においてはむしろ推進されているものであり、分割発注していることだけをもって問題になるわけではない。

しかし、同じく「基本方針」に記載されているように、実施に当たっては費用対効果や公正性についての検討が求められていることから、財団として、これらの観点での検討を行い、その結果を残しておくといった仕組み(規程や作成文書等の整備)の構築が必要である。

## 4. 資金運用の決裁について(指摘)

### (1)概要および問題点

資金運用規程では個々の資金の具体的な運用の対象および方法については、理事長の決裁を受けなければならない旨の定めがある。しかし、令和5年度の満期保有目的有価証券約60,000 千円の取得に際して、理事長の決裁がなく購入しており、規程に従った手続きが行われていない。

### (2)改善提案

各種の規程が整備されてはいるものの形式だけになっていないか、実務担当者に適切に理解されて周知されているのかどうか、点検することが必要である。

## 5. 現物照合結果の記録・報告について(意見)

### (1)概要及び問題点

財団の会計規程では現物の照合に関して、「固定資産管理責任者は、常に良好な状態において固定資産を管理し、毎各会計年度に1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない」とされているところである。

財団では複数の現場において固定資産を保有しているところ、現物照合の手続そのものが実施されていることは確認できたが、

- ①現場における実施記録の作成
- ②現場からの実施結果の報告の手順や様式
- ③事務局における実施結果に対する承認

について、統一された規程やルールが整備されていなかった。ある現場からは、事務局からの現物照合の実施依頼メールに対して、現物照合の結果についての返信がなされていないという

ケースも見受けられた。

## (2) 改善提案

固定資産台帳と現物の照合を適切に実施することは、モノ(財産)の管理や決算書を正確に作成するといった点で重要な手続きである。そのため、実際に各現場で行われた現物照合の結果がそれらに適切に反映されるよう、実施記録や実施結果の報告および承認に関して、統一した方法を整備し、適切に運用することを検討していただきたい。

# 6. 委託業務に係る料金積算における諸経費率について(意見)

## (1) 概要

委託業務における料金積算において、実施内容ごとに数量や単価をもとに積上計算がなされているところである。その過程で、間接費である一般管理費などについては直接費となる項目の合計額に一般管理費率などの諸経費率を乗じて算定されているものの、この諸経費率については、積算する担当者間でバラツキがある。

## (2) 問題点

一般論として、適切な諸経費率が適用されていない場合に、積算金額が実態と大幅に乖離し不適切な委託料金での契約締結となってしまうといった懸念が想定される。また、担当者間が任意の諸経費率を採用できるとすれば、一般管理費率を使った諸々の操作が可能になってしまいうといった懸念も想定される。

## (3) 改善提案

委託業務に係る積算については、多種多様な契約があることから、一律の諸経費率を適用することが実態にそぐわないケースもあると推察される。そこで、現状の積算方法、特にバラツキが生じている要因を調査し、原則的な諸経費率を定めたうえで、例外的な積算を行う場合には、その理由について明確にしておくといったような対応を図ることが望まれる。

# 7. 再委託に対する承認について(指摘)

## (1) 概要

当財団は、富岩運河環水公園等に係る指定管理契約において、清掃警備および施設管理委託業務を甲社に再委託し実施させているが、甲社ではその業務をさらに乙社へ再々委託している。

当財団と甲社の間の再委託契約では、その業務をさらに再々委託する場合には、当財団の承認を必要としているところ、当財団では承認行為がなされていなかった。甲社からは当財団との再委託契約に基づき、承認の申請書が当財団に提出されていたが、当財団では失念により承認がなされていなかったものである。

(2)問題点

当財団と甲社の間の再委託契約に定めた承認行為を欠いた契約となっている。

(3)改善提案

承認行為の失念が生じないよう、一連の業務のフローの再点検等が求められる。

## 第10節 公益財団法人富山県ひとつくり財団

### 第1項 団体の概要

#### 1. 基本情報

所在地	富山市千歳町1-5-1											
設立年月日	1976年1月27日			所管課	教育委員会 生涯学習・文化財室							
設立目的	先人の英知を次代に引継ぎ、創造性豊かな人づくりに関する事業及び教育の振興発展に資するために必要な事業を行い、もって県の未来を拓く有為な人材の育成に寄与すること。											
事業内容	1. 人づくりに関する研究調査及び普及啓発に関する事業 2. 元気で創造性豊かな子供の育成に関する事業 3. 学術研究、科学技術、文化・芸術、スポーツ等の分野において優れた業績をあげた個人又は団体の支援 4. 地域づくり活動を行う個人又は団体の育成及び支援 5. 教育の歴史及び文化に関する文献の収集、保管並びに展示 6. 高等教育機関等が実施する教育研究活動及び地域連携活動等への支援 7. 富山県教育記念館の管理運営 8. その他法人の目的を達成するために必要な事業											
役職員数（人） (令和6年7月1日 現在)	区分	評議員・理事・監事				職員数						
		県職員	県OB	その他	総数	県派遣	県OB	その他	総数			
	人数	9	2	16	27	3	1	4	8			
出資状況 (出捐状況)	出資額 (基本財産の総額)			基本財産に対する 本県の出資額			基本財産に占める 本県の出資割合					
	300,000 千円			297,500 千円			99.2 %					
	出資額 (運用基金の総額)			運用基金に対する 本県の出資額			運用基金に占める 本県の出資割合					
	1,307,032 千円			491,119 千円			37.6 %					

#### 2. 組織

##### (1)組織体制

評議員会(6名)

理事会(理事19名、監事2名)

職員(8名)

事務局

富山県教育記念館

##### (2)本県との人的つながり

評議員に占める県職員の人数	2
評議員に占める県職員 OB の人数(注1)	0
理事・監事に占める県職員の人数	7
理事・監事に占める県職員 OB の人数(注1)	2
職員に占める県からの派遣の人数	3
職員に占める県職員 OB の人数(注2)	1

(注1)県職員 OB が県以外の団体や組織の代表者として、評議員、理事・監事に就任している場合はカウントしていない

(注2)県職員 OB が理事と職員を兼務している場合は理事でカウントしている

### 3. 事業(令和 5 年度事業報告等より)

#### (1)人材育成研究事業

##### ①「とやまファン俱楽部」事業

富山県をこよなく愛し、全国から富山県を応援している方々のヒューマンネットワークづくりを推進した(会員数 892 名、事業費 3,192 千円)。

##### ②「退職教員等活用推進」事業

退職教員に対し、事業概要を周知し、学校現場へ紹介することにより、学校における人材確保と優れた指導実践の継承を図った(T-EACH ネット登録者数 185 名、活動実績 72 名、事業費 1,686 千円)。

#### (2)創造性豊かな子ども育成事業

##### ①「夢の卵」育成事業

夢に向かってチャレンジしたい意欲のある子どもたちを後押しするため、子どもたちが描いている「夢の卵(将来の夢)」を公募し優秀者を各分野の専門家のもとへ派遣した(応募数は小学生の部が 526 作品、中学生の部が 563 作品、事業費 365 千円)。

##### ②「きらめき未来塾」事業

子どもたちの発想力や創造力、ユーモアのセンスなど多様な可能性を引き出すため、各分野の専門家を講師に招いて 3 つの道場を開催した(事業費 1,064 千円)。

・右脳活用道場 24 名参加

・思考道場 24 名参加

・お笑い道場 16 名参加

##### ③「ロボットづくり教室」開催事業

恒例展「アイデアロボット展」開催期間中に、子どもたちがロボット作りや操作の楽しさを体験することで、ものづくりの大切さや科学のおもしろさを学ぶ「ロボットづくり教室」を開催した(22 名参加、事業費 153 千円)。

##### ④「高校生とことん科学セミナー」開催事業

科学に興味のある高校1・2年生を対象に、最先端の科学に触れ、科学者等とひざを交えて語り合う交流の場を持ち、将来の自分の進路などについて考えもらう「高校生とことん科学セミナ

一」を開催した(参加者 10 名、事業費 116 千円)。

⑤子どもたちの生きる力を育む起業家教育推進事業

子どもたちが変化の時代を「生き抜く力」を育成するとともに、子どもたちの将来のキャリアの選択肢を増やし、県内における起業家教育の普及を図るために、起業家教育ワークショップ「みらいの起業家マインド育成塾」を開催した(参加者 50 名、事業費 727 千円)。

(3)元気な地域づくり事業

①「学ぼう！ふるさと未来」支援事業

ふるさとを愛する子どもの育成を願い、地域と連携して「ふるさと学習」に取り組む学校を支援した(実践校 5 校、事業費 550 千円)。

②「富山県をよくする会」支援事業

地域や PTA 等と一緒にボランティア活動やあいさつ運動等に熱心に取り組んでいる県内中学校の生徒会やグループを顕彰した(表彰団体 19 団体、事業費 189 千円)。

③機関誌発行事業

財団の事業や記念館での展示開催等の活動内容を機関誌にし、PR に努めた(事業費 444 千円)。

(4)優れた人材育成支援事業

①とやま賞の贈呈事業

学術研究、科学技術、文化・芸術およびスポーツの分野において優れた業績をあげた個人又は団体を支援する事業を実施した(事業費 5,997 千円)。

(5)教育記念館事業

①教育記念館展示事業

教育に関する恒例展および関連企画事業を実施した(恒例展 7 件、アイデアロボット展関連企画事業として主催事業 1 件、後援事業 2 件、事業費 12,387 千円)。

②とやまの教育資料収集・調査事業

富山の教育の歴史や文化に関する文献や資料の収集・調査および研究を行った(2 つの専門部会での活動および資料の収集活動など、事業費 457 千円)。

## (6) 高等教育振興事業

県内の高等教育機関等が実施する教育研究活動および地域連携活動等に対する支援

- ・学会等の開催に対する助成事業(7件、700千円)
- ・公開講座、シンポジウム等の開催に対する助成事業(10件、2,435千円)
- ・研究助成事業(1件、350千円)
- ・大学連携支援事業(2件、595千円)
- ・私立大学等振興事業(8件、5,814千円)

## (7) 教育記念館管理運営事業

教育記念館の運営業務についての委託契約 8件、教育記念館の維持管理(光熱水費等)に関する事業費 12,172千円。

## 4. 財務

### (1) 令和5年度 財務諸表と県からの収入

貸借対照表		正味財産増減計算書	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	24,277	流動負債	8,011
現金預金	18,716	未払金	6,183
未収金	2,875	預り金	339
未収収益	2,686	賞与引当金	1,489
固定資産	1,715,537	負債合計	8,011
基本財産	300,000		
特定資産	1,410,704	指定正味財産	1,689,252
その他	4,833	寄付金	1,502,806
		地方公共団体補助金	177,889
		民間助成金	900
		受取利息	7,657
		一般正味財産	42,551
		正味財産合計	1,731,803
資産合計	1,739,814	負債・純資産合計	1,739,814

令和5年度における富山県からの収入 (単位:千円)	
1.補助金	37,334
2.指定管理料	0
3.委託料(2除く)	2,368
4.その他	0
計	39,702

経常収益	83,309
基本財産運用益	605
特定資産運用益	10,222
受取会費	748
事業収益	10,749
受託事業収益	2,368
受取補助金等	39,445
受取負担金	509
受取寄付金	16,983
雑収益	1,680
経常費用	83,359
事業費	74,636
人件費	22,399
その他	52,237
管理費	8,722
人件費	4,979
その他	3,743
当期経常増減額	-50
経常外収益	0
経常外費用	0
法人税等	81
当期一般正味財産増減額	-131

## (2) 経営指標

### 安全性指標

流動比率	303.0%	流動比率 = 流動資産/流動負債
自己資本比率	99.5%	自己資本比率 = 正味財産/資産合計
借入金依存度	0.0%	借入金依存度 = 借入金/資産合計

### 収益性・効率性指標

経常収支比率	99.9%	経常収支比率 = 経常収益/経常費用
総資本経常利益率	0.0%	総資本経常利益率 = 経常増減額/資産合計
事業費比率	89.6%	事業費比率 = 事業費/経常収益
管理費比率	10.5%	管理費比率 = 管理費/経常収益
人件費比率	32.9%	人件費比率 = 人件費/経常収益

### 財源構成指標

受託事業等收益率	15.7%	受託事業等收益率 = (受託事業収益 + 事業収益) / 経常収益
補助金收益率	47.3%	補助金收益率 = 補助金収益/経常収益
運用收益率	13.0%	運用收益率 = 基本財産・特定財産運用益/経常収益
寄付金收益率	20.4%	寄付金收益率 = 受取寄付金/経常収益

## 第2項 経営状況について

### 1. 「夢の卵」育成事業について(意見)

#### (1) 概要

財団は、「夢の卵」育成事業として、子どもたちから将来の夢の作文を公募し、優秀者を各分野の専門家の下に派遣する事業を行っている。令和6年度は1006作品の応募があり、4点が優秀賞に選ばれている。

例えば、日本の宇宙産業を輝かせる開拓者になりたいという夢を抱く中学生が、有人宇宙システム株式会社(JAMSS)に短期入門し、宇宙航空研究開発機構(JAXA)を見学する機会が設けられた。2日間の短期入門であるが、実際の活動内容に触れ、研究者と対話するなどかけがえのない体験ができたのではないかと思われる。

また、JAMSS 短期入門の受入側の対応者は、かつてこの「夢の卵」育成事業に背中を押してもらった先輩であり、夢が夢をつなぐ活動になっている。

#### (2) 問題点および改善提案

「夢の卵」育成事業は、夢に向かってチャレンジしたい意欲のある子どもたちを後押しするという、通常の学校教育ではカバーしきれない領域の意義深い事業である。しかし、財団の収支は上述のとおりであり、財源や人手の面の制約から、事業規模は小さくならざるを得ない。

昨今の民間企業の大きな課題の1つは、「人的資本経営」への取り組みであり、人的資本経営は、人材に投じる資金をコストではなく、価値創造に向けた投資として捉える中長期的な経営の在り方を指す。日本の将来を担う子ども達の夢の実現を後押しする事業に対する民間企業による支援は、人的資本経営の一環としての社外の取り組みとして捉えることができる。

こうした観点から、民間企業への働きかけによって、賛助会費の受入れを伸ばすなど官民が

連携することにより、「夢の卵」育成事業を拡充する方策を検討することが望まれる。

### 第3項 管理体制について

#### 1. 建物の老朽化と今後の方針について(意見)

##### (1) 概要および問題点

財団が所有・利用している富山県教育記念館は、県の学校教育関連諸団体が入居するほか、県の学校教育関連の会議が実施されており、いわば県教職員のシンボル的な建物として位置付けられている。

この建物は、昭和 52 年に建設され、改築や修繕工事を経て現在に至っているが、老朽化が進んでいる。令和 5 年度においても、耐震改修工事が実施され、財源として設置した教育記念館改修基金から 75,398 千円を充当している。その結果、令和 5 年度末における教育記念館改修基金の残高は、基金創設時の 1 億円から 15,669 千円まで減少している。

今後も建物の老朽化が進んでいくこと、それに伴い維持管理のための支出が見込まれるという状況下で、建物をどうしていくのか、たとえば修繕を継続しながら存続させる、建替える、あるいは廃止するなどといったことについての方針が定められていない。

財団には教育記念館改修基金のほかにも、別の目的で積立てられている基金があるものの、個々に使途が定められており、教育記念館の維持管理等に使用するには理事会の承認が必要となるほか、実際に教育記念館の維持管理等に充当してしまうと、それらの基金の運用から得られている運用益が減少するため、財団の運営資金そのものが不足するという問題に直面してしまう。

##### (2) 改善提案

財団の財産は、基本財産(令和 5 年度末で 3 億円)特定資産(令和 5 年度末で 14 億円)など一見、十分にあるように見える。しかし、老朽化した教育記念館の維持修繕に充当できる部分は限られており、他の基金を充当するという選択肢もあるが、それによって基金の運用益という財団の諸活動の財源が損なわれることになってしまう。

まずは教育記念館を今後どうしていくのかについて、財団内部で、また、出資者である県との間で検討する必要がある。